

雌阿寒岳火山防災計画



令和5年7月

雌阿寒岳火山防災協議会

雌阿寒岳火山防災計画

目 次

| | |
|----------------------|-----|
| 第1章 総則 | |
| 第1節 計画策定の目的 | 1-1 |
| 第2節 計画対象地域 | 1-1 |
| 第2章 雌阿寒岳の概要 | |
| 第1節 雌阿寒岳の概要 | 2-1 |
| 第2節 雌阿寒岳噴火活動史 | 2-2 |
| 第3章 雌阿寒岳噴火による被害想定 | |
| 第1節 予想される噴火 | 3-1 |
| 第2節 噴火における被害想定及び対策 | 3-1 |
| 第4章 防災組織計画 | |
| 第1節 雌阿寒岳火山防災協議会の組織 | 4-2 |
| 第2節 災害時の防災体制 | 4-7 |
| 噴火警戒レベルに対応した基本的な応急対応 | 4-8 |
| 第5章 火山情報 | |
| 第1節 噴火警報等の伝達計画 | 5-1 |
| 第2節 災害通信計画 | 5-6 |
| 第3節 災害情報等の収集報告及び伝達計画 | 5-6 |
| 第6章 災害予防計画 | |
| 第1節 噴火災害危険区域 | 6-1 |
| 第2節 立入禁止区域 | 6-1 |
| 第3節 防災施設及び防災資器材等の現況 | 6-1 |
| 第4節 防災教育と広報 | 6-3 |
| 第5節 防災訓練 | 6-3 |
| 第7章 避難計画 | |
| 第1節 基本方針 | 7-1 |
| 第2節 避難の指示等 | 7-2 |
| 第3節 避難の実施時期 | 7-3 |
| 第4節 避難誘導等 | 7-4 |
| 第5節 避難輸送計画 | 7-5 |
| 第6節 避難場所 | 7-5 |

| | | |
|--|----------------------|-----|
| 第7節 | 避難道路 | 7-6 |
| 第8節 | 避難促進施設 | 7-7 |
| 第8章 災害応急対策計画 | | |
| 第1節 | 警戒区域の設定、立入規制（登山禁止）措置 | 8-1 |
| 第2節 | 出動命令、要請等 | 8-1 |
| 第3節 | 救出・救助 | 8-1 |
| 第4節 | 災害広報 | 8-2 |
| 第5節 | 給水・給食計画 | 8-2 |
| 第6節 | 食料供給計画 | 8-3 |
| 第7節 | 医療・助産 | 8-3 |
| 第8節 | 火災予消防 | 8-4 |
| 第9節 | 危険物施設 | 8-5 |
| 第10節 | 交通規制及び確保 | 8-5 |
| 第11節 | 応急措置 | 8-6 |
| 第12節 | 自衛隊災害派遣要請計画 | 8-6 |
| 第13節 | ボランティア受入れ計画 | 8-7 |
| 第14節 | 避難行動要支援者対策 | 8-7 |
| 第15節 | 広域応援計画 | 8-8 |
| 第16節 | その他必要な応急計画 | 8-8 |
| 第9章 災害復旧計画災害復旧計画 | | |
| | | 9-1 |
| 第7章並びに第8章に係る参考資料 | | |
| | | 別添 |
| 参考資料 | | |
| | | 別添 |
| <ul style="list-style-type: none"> ・噴火警戒レベル・噴火シナリオ ・ハザードマップ ・雌阿寒岳噴火対応に係る防災関係機関連絡先一覧 ・避難場所一覧 ・ヘリコプター着陸可能地 ・避難道路 ・雌阿寒岳火山防災協議会規約 ・雌阿寒岳火山防災協議会運営要綱 | | |

第1章

総則

第1節 計画策定の目的

1 計画策定の目的

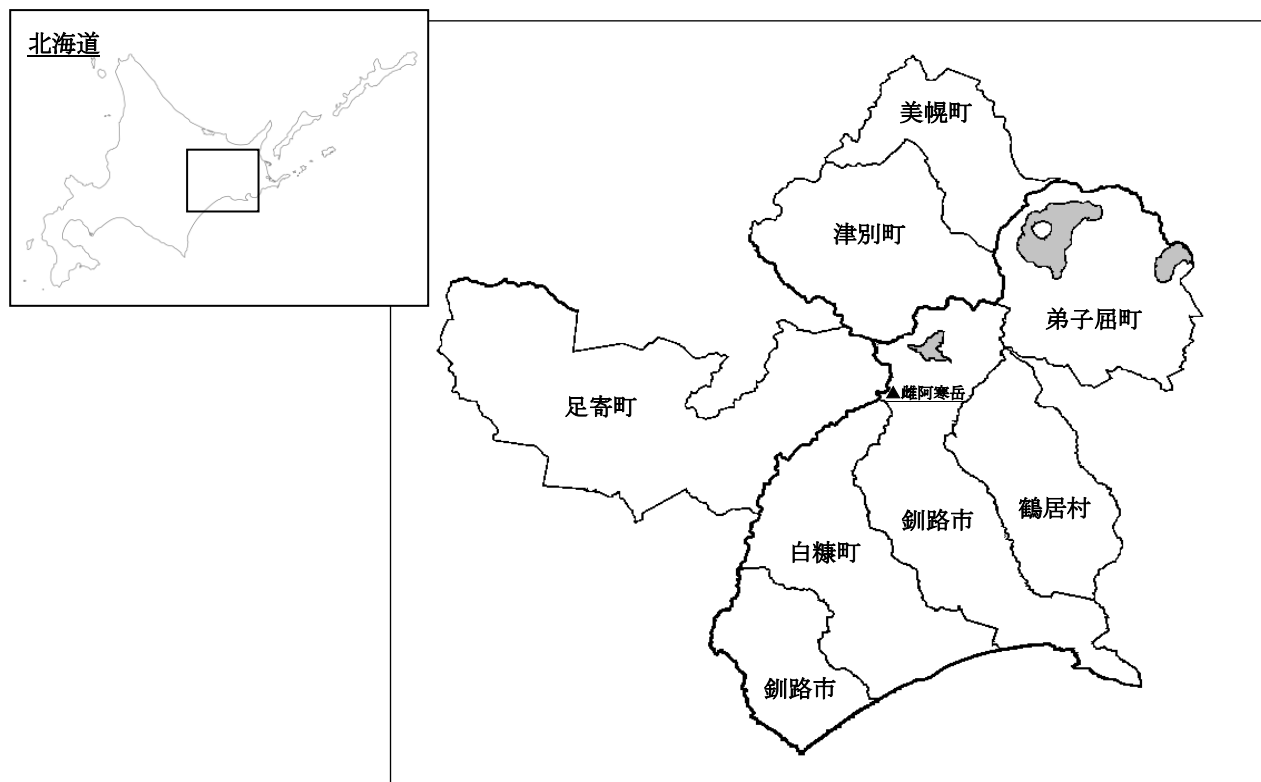
この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号以下「法」という。）第17条第1項に基づき、地域住民、観光客等の生命、身体及び財産を保護するため、美幌町、津別町、足寄町、弟子屈町、釧路市、鶴居村、白糠町で設置する雌阿寒岳火山防災会議協議会が策定した計画であるが、平成28年3月25日に設置された、雌阿寒岳火山防災協議会の雌阿寒岳火山防災計画として位置づけ、活動火山対策特別措置法に基づき、地域住民、登山者、観光客等の生命、身体及び財産を保護するため、北海道及び美幌町、津別町、足寄町、弟子屈町、釧路市、鶴居村、白糠町（以下「設置市町村」という。）で設置する雌阿寒岳火山防災協議会（以下「協議会」という。）において、雌阿寒岳が噴火し、又は噴火するおそれがある場合において適切に対処することを目的とする。

2 計画の位置づけ

本計画は、雌阿寒岳の火山災害に対し、美幌町、津別町、足寄町、弟子屈町、釧路市、鶴居村、白糠町が関係機関と連携して行うべき防災対策について、雌阿寒岳火山防災会議協議会が策定した計画であるが、平成28年3月25日に設置された、雌阿寒岳火山防災協議会の雌阿寒岳火山防災計画として位置づけ、北海道及び美幌町、津別町、足寄町、弟子屈町、釧路市、鶴居村、白糠町が関係機関と連携して、火山災害対策を遂行するものとする。

第2節 計画対象地域

この計画に係る地域は、美幌町、津別町、足寄町、弟子屈町、釧路市、鶴居村、白糠町の区域とする。



第2章

雌阿寒岳の概要

第1節 雌阿寒岳の概要

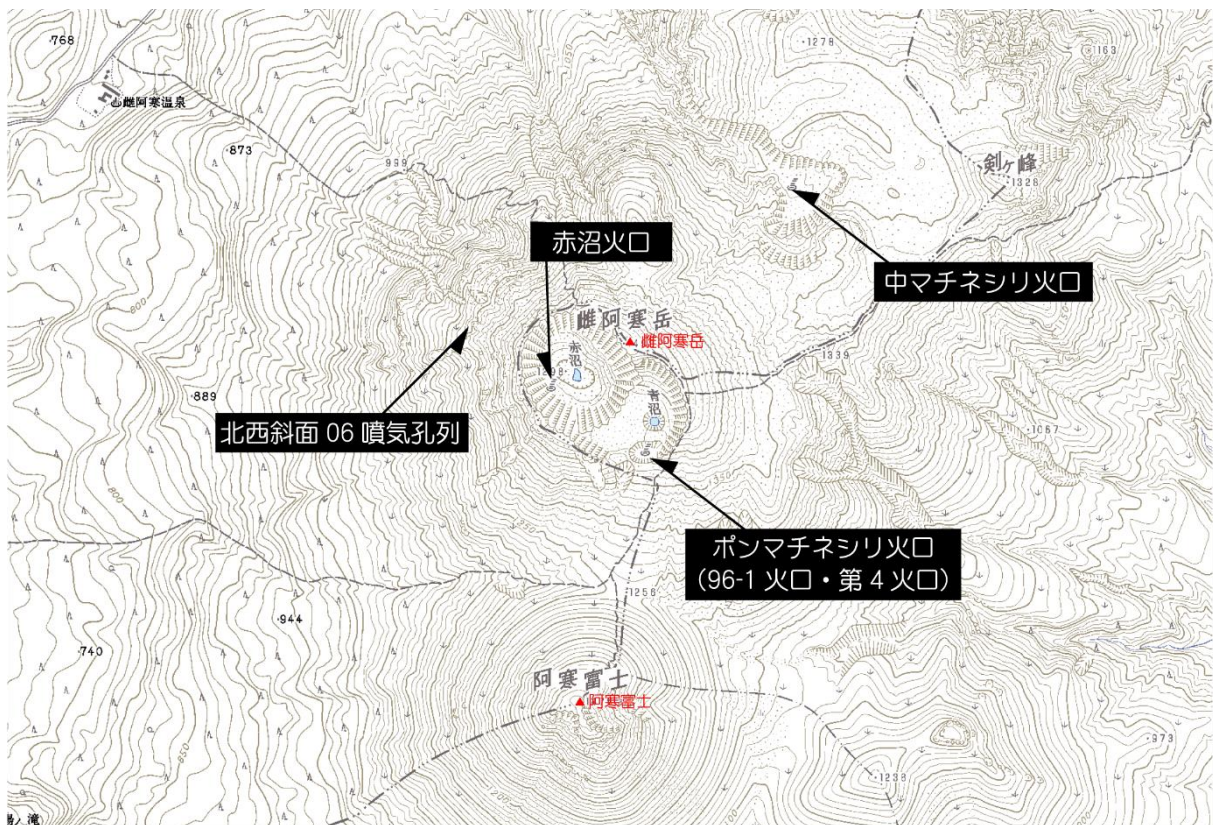
雌阿寒岳（海拔 1,499m）は、阿寒カルデラの南西壁上に生じたポンマチネシリや阿寒富士など8つの小さな火山から構成される成層火山群の総称で、今なお噴気活動を続けるポンマチネシリと中マチネシリを主体とする火山である。

火山群中央部には約 13,000 年前の火砕流噴出で形成された中マチネシリ火口（直径 1.1km）がある。ポンマチネシリや西山・北山・阿寒富士の火山体が形成された後に、約 1,000 年前にポンマチネシリ山頂部で中規模のスコリア噴火があった。その後は主に水蒸気爆発が頻発し、ポンマチネシリ山頂部にポンマチネシリ火口（旧火口と赤沼火口）が形成され、近年も数年おきに小規模な噴火が発生している。

現在、火山活動は、おおむね静穏に経過しており、火口周辺に影響を及ぼす噴火の兆候は認められないが、今後の火山活動の推移を見守る必要がある。

（日本活火山総覧（第4版）による）

雌阿寒岳火口位置図



（雌阿寒岳噴火対応行動指針より）

第2節 雌阿寒岳噴火活動史

1 過去1万年間の噴火活動

約13,000年前から3,000~4,000年の間隙をもって火砕流が3時期にわたって中マチネシリ火口から噴出した。このうち約13,000年前の活動が最も大きく、火砕流が四方に流出し、プリニー式噴火による降下軽石スコリア層も南東方に広く降り積もった。また溶岩流も流出した。その後約9,000年前には螺湾川沿いに、更に5,000~6,000年前には茂足寄川沿いに火砕流が流下した。約3,000~7,000年前には主に溶岩からなる西山・北山・ポンマチネシリの各火山体が形成され、約1,000~2,500年前には玄武岩溶岩と降下火砕物からなる阿寒富士が形成された。

最近1,000年間の噴火活動は、初期のポンマチネシリ山頂部のスコリア噴火の後、いずれも水蒸気噴火と考えられている。約700年前にポンマチネシリ旧火口が形成した後に、約400年前にはマグマ水蒸気爆発によって赤沼火口が開口し、山麓に火山灰が堆積するとともに泥流も発生した。1955年噴火までの約100年間は小規模な水蒸気爆発が少なくとも10回発生した。これらの活動は、旧火口内の青沼火口等や中マチネシリ火口内の小爆裂火口などで行われたものと推測される。1955年噴火以降現在までは、ポンマチネシリ山頂火口で小規模な水蒸気爆発が断続的に起こっている。

| 噴火年代 | 噴火場所 | 噴火様式 | 主な現象・マグマ噴出量 |
|--------------------|----------------------|----------------|--|
| 9ka | 中マチネシリ | マグマ噴火 | 中マチネシリⅡ噴火：火砕流、火砕物降下。マグマ噴出量0.04DREkm ³ 。(VEI4) |
| 7←→6ka | ポンマチネシリ | マグマ噴火 | ポンマチネシリ下部溶岩噴火：溶岩流。 |
| 6←→5ka | 中マチネシリ | マグマ噴火、(泥流発生) | 中マチネシリⅢ噴火：火砕流、泥流。マグマ噴出量0.02DREkm ³ 。(VEI3) |
| 5ka? ²⁴ | 西山 | マグマ噴火 | 西山噴火：火砕物降下、溶岩流。 |
| 5←→4ka | ポンマチネシリ(雌阿寒岳) | マグマ噴火、(泥流発生) | ポンマチネシリ中部降下火砕物噴火：火砕物降下、泥流。 |
| 4ka? ²⁴ | ポンマチネシリ(雌阿寒岳) 北山 | マグマ噴火 マグマ噴火 | ポンマチネシリ上部溶岩・火砕流噴火：溶岩流、火砕岩。 北山溶岩噴火：溶岩流。 |
| 3←→2.5ka | ポンマチネシリ(雌阿寒岳) | マグマ噴火、(泥流発生) | 阿寒富士AS-1噴火：火砕物降下、泥流。 |
| 2.5ka? | 阿寒富士 | マグマ噴火 | 阿寒富士AS-1噴火：火砕物降下。 |
| 2.5←→2ka | 阿寒富士 | マグマ噴火 | 阿寒富士AS-1~6噴火：火砕物降下。 火砕物降下。 火砕物降下、溶岩流。 |
| 2ka ⁷ | 阿寒富士 | マグマ噴火 | 阿寒富士AS-7噴火：火砕物降下。 |
| 2←→1.7ka | 阿寒富士 | マグマ噴火 | 阿寒富士AS-8~9噴火：火砕物降下。 |
| 1.7 ⁷ | 阿寒富士 | マグマ噴火 | 阿寒富士AS-10噴火：火砕物降下、溶岩流。 |
| 1.7←→1ka | 阿寒富士 | マグマ噴火 | 阿寒富士AS-11~17噴火：火砕物降下。 |
| 1ka ²⁴ | ポンマチネシリ(雌阿寒岳) | マグマ噴火 | ポンマチネシリ降下スコリア噴火：火砕物降下? |
| 1←→0.4ka | ポンマチネシリ or 中マチネシリ | 水蒸気噴火 | Po-15~29噴火：火砕物降下? |
| 0.4ka | 赤沼火口(ポンマチネシリ) | 水蒸気噴火、(泥流発生) | Po-14噴火：火砕物降下?泥流。 |

※年代は暦年代で示す。表中の「ka」は「1,000年前」を意味し、西暦2,000年を0kaとして示した。

A←→B：A年からB年までの間のどこかで起こった噴火イベント

(日本活火山総覧(第4版)による)

2 有史以降の火山活動

| 活動年(年号) | 現象 | 記事 |
|------------------------|---------|--|
| 1927年(昭和 2年) 4月～ 5月 | 鳴動 | ピリカネツプ付近で鳴動、最盛期は5月5-6日。屈斜路湖地震に伴い雌阿寒岳で鳴動があった。 |
| 1938年(昭和13年) 5月29日 | 鳴動 | |
| 1951年(昭和26年) 7月 | | |
| ～1952年(昭和27年) 1月 | 有感地震・鳴動 | 阿寒湖畔と阿寒川に沿う一帯で地震と鳴動あり。3月4日の十勝沖地震の直後鳴動活発化。 |
| 1952年(昭和27年) 3月 | 鳴動 | |
| 1954年(昭和29年) 1月～ 3月 | 有感地震・鳴動 | 1月17日阿寒湖畔で鳴動を伴う弱震があり、以後3月までたびたび鳴動があった。 |
| 4月8日～13日 | 火山灰噴出 | |
| 1955年(昭和30年) 11月19日 | 小規模噴火 | 中マチネシリ火口：大噴が黒煙を上げ火山灰・レキを噴出。 ポンマチネシリ火口：26km東の鶴居村茂雪裡まで降灰、噴出物総量 $3.2 \times 10^4 \text{m}^3$ 。第1～4火口、北溝・南溝形成。 |
| 1956年(昭和31年) 3月18日 | 小規模噴火 | ポンマチネシリ火口：南東約10kmまで降灰。 |
| 5月19日 | 小規模噴火 | ポンマチネシリ火口：爆発音を伴い噴煙高度2,000m、北北東73kmの網走まで降灰。噴出物総量 $4 \times 10^4 \text{m}^3$ 。第1火口拡大、第3・4火口が合体。 |
| 5月29日 | 小規模噴火 | ポンマチネシリ火口：東40kmの弟子屈町まで降灰。 |
| 6月10日 | 有色噴煙 | ポンマチネシリ火口：爆発音を伴い大岩塊放出、噴出物の厚さは火口付近で50～80cm、南東90kmの浜中村茶内まで降灰。第1火口の面積が2倍に拡大、第6火口形成。噴出物総量 $7 \times 10^4 \text{m}^3$ 。 |
| 6月15日 | 小規模噴火 | |
| 6月20日 | 小規模噴火 | |
| 6月29日 | ごく小規模噴火 | ポンマチネシリ火口：北東10kmまで降灰。 |
| 6月30日 | 小規模噴火 | ポンマチネシリ火口：周辺に少量の降灰。 |
| 7月 8日 | 有色噴煙 | ポンマチネシリ火口：北東10kmまで降灰。 |
| 10月31日 | 小規模噴火 | ポンマチネシリ火口：爆発音あり、北西6kmまで降灰。 |
| 1957年(昭和32年) 2月～ 4月 | 有色噴煙・鳴動 | ポンマチネシリ火口：周辺に少量の降灰。 |
| 5月29日 | ごく小規模噴火 | |
| 7月 | 有色噴煙 | |
| 8月31日～9月5日 | ごく小規模噴火 | 中マチネシリ火口：大噴が活動、周辺に降灰。阿寒湖畔で鳴動と、最大震度2の地震。 |
| 9月～10月 | 鳴動・有感地震 | |
| 1958年(昭和33年) 2月23日 | 小規模噴火 | ポンマチネシリ火口：北東15kmまで降灰。 |
| 1959年(昭和34年) 5月15日～21日 | ごく小規模噴火 | 中マチネシリ火口：大噴周辺に降灰。 |
| 7月28日 | ごく小規模噴火 | |
| 8月 2日 | 小規模噴火 | 中マチネシリ火口：大噴周辺に降灰。 |
| 8月 6日 | 小規模噴火 | ポンマチネシリ火口：噴煙高度は火口上800～1,000m、南南西35kmの白糠町縫別まで降灰。 |
| 8月12日～13日 | ごく小規模噴火 | ポンマチネシリ火口：噴煙高度は火口上1,200m南南西37kmの白糠町縫別南方まで降灰。 |
| 8月15日 | 小規模噴火 | ポンマチネシリ火口：周辺に少量の降灰。 |
| 10月 3日 | 小規模噴火 | ポンマチネシリ火口：北東20kmまで降灰。 |
| 10月10日・30日 | 有色噴煙 | ポンマチネシリ火口：北東12kmまで降灰。 |
| 1960年(昭和35年) 1月28日 | 有色噴煙 | 中マチネシリ火口：大噴が活動、周辺に降灰。 |
| 9月 7日～9日 | ごく小規模噴火 | |
| 1962年(昭和37年) 4月28日 | ごく小規模噴火 | 中マチネシリ火口：大噴周辺に降灰。 |
| 1964年(昭和39年) 6月18日～27日 | ごく小規模噴火 | 中マチネシリ火口：新火口形成、周辺に降灰。 |
| 7月 1日～4日 | 火山灰噴出 | |
| | | 中マチネシリ火口：少量の火山灰噴出。 |

| 活動年(年号) | 現象 | 記事 |
|----------------------------------|----------------------|--|
| 1965年(昭和40年) 5月13日～19日 10月 2日 | 小噴火 有色噴煙 | 中マチネシリ火口：新火口形成、周辺に降灰。 |
| 1966年(昭和41年) 6月 4日～13日 | ごく小規模噴火 | 中マチネシリ火口：新火口周辺に降灰。 |
| 1972年(昭和47年) 6月 | 新噴気孔 | ポンマチネシリ火口：第4火口内に楕円形の噴気孔形成(7m×5m)。 |
| 1973年(昭和48年) 3月 | 地震増加 | 3月81回。 |
| 1975年(昭和50年) 3月21日～24日 4月15日 | 地震増加 〃 | 3月151回。 15日68回。 |
| 1976年(昭和51年) 7月 7日 | 有感地震 | 雌阿寒岳の北約18km(相生付近)で地震、震度は阿寒湖畔3, 相生・雌阿寒温泉2～3。 |
| 7月 7日～11日 | 地震増加 | 7月112回。 |
| 1979年(昭和54年) 7月15日～19日 | 地震増加 | 7月306回。 |
| 1980年(昭和55年) 3月28日 | 有感地震 | 雌阿寒岳の北東約10kmで地震, M3.0、最大震度は雄阿寒ホテルで3～4。 |
| 1981年(昭和56年) 10月 | 熱泥噴出 | ポンマチネシリ火口：第4火口熱泥噴出活動。 |
| 1982年(昭和57年) 3月19日～4月上旬 | 地震増加 | 3月21日の浦河沖地震以後急増、4月初めまで続く。 3月411回、4月92回。 |
| 1983年(昭和58年) 5月 | 噴煙増加 | ポンマチネシリ火口：第1火口の噴煙増加、釧路地方気象台から見えるようになる。 |
| 1984年(昭和59年) 5月 1日 5月 | 微動 火山灰噴出 | 1日に微動が7回発生。 ポンマチネシリ火口：第4火口噴煙活動活発化、火口北側100m地点まで降灰跡。(現地観測で確認噴出月日不明) |
| 1985年(昭和60年) 6月～7月 6月～7月 | 地震増加 有感地震 | 6月79回、7月60回。 徹別岳付近を震源とする最大M4.2の地震により釧路で震度2。 |
| 1987年(昭和62年) 8月 10月 12月 | 温度上昇 温度上昇 地震増加 | ポンマチネシリ第1火口の噴気温度395℃(赤外)。 ポンマチネシリ第1火口の噴気温度510℃。 12月406回。 |
| 1988年(昭和63年) 1月～2月 | 微動 | 1月4日夕方から火山性微動発現、2月26日まで断続的に記録。 |
| 1月 5日～6日 | 小規模噴火 | ポンマチネシリ火口：北東方向約2km、幅約0.9kmの範囲に降灰。 |
| 1月 8日 | 小規模噴火 | ポンマチネシリ火口：阿寒湖畔付近まで極少量の降灰。19日のヘリコプター観測で、第1火口南壁の噴気口拡大を確認。 |
| 2月 7日～8日 2月18日 | 小規模噴火 小規模噴火 | ポンマチネシリ火口：東約8kmまで極少量の降灰。 ポンマチネシリ火口：阿寒湖畔付近で微量の降灰。 |
| 1月～4月 7月～8月 9月 | 地震増加 地震増加 温度上昇 | 1月83回、2月62回、3月298回、4月53回。 7月90回、8月55回。 ポンマチネシリ第1火口の噴気温度306℃。 |
| 10月～11月 | 地震増加・微動 | 10月831回、11月349回、10月27日と11月14日微動 |
| 1989年(平成元年) 9月～11月 | 地震増加 | 9月513回、10月313回、11月126回。 |
| 1990年(平成2年) 1月～12月 | 地震増加 | 年合計2524回、月の最大2月719回、月の最少4月53回、日最大6月6日194回、4月中旬頃からポンマチネシリ第4火口の噴煙量激減。 |
| 1991年(平成3年) 1月～ 2月 | 地震増加 | 1月183回、2月140回。 |
| 1992年(平成4年) 9月～11月 | 地震増加 | 9月29日から増加、29日61回、30日123回。 10月546回、日最大186回(2日)、11月319回。 |
| 1993年(平成5年) 4月～ 6月 | 地震増加 | 4月295回、5月181回、6月183回。 |
| 1995年(平成7年) 8月～12月 | 地震増加 | 8月210回、9月158回、10月296回、11月392回(日最大300回：1日)、9月13日短時間の微動発生。 |

| 活動年(年号) | 現象 | 記事 |
|----------------------------|------------------|---|
| 1996年(平成8年) 7月～8月 | 温度上昇 | ボンマチネシリ第1火口364℃(8月)。 ボンマチネシリ第4火口554℃(7月)。 |
| 8月～10月 | 地震増加 | 8月296回、9月195回、10月148回。 |
| 11月21日 | 小規模噴火 | ボンマチネシリ火口：大振幅の地震発生後、微動が約8分間継続。火口の北側幅10km、長さ50kmの範囲に降灰。96-1～3火口形成。 |
| 1997年(平成9年) 5月22日 | 地震増加 有感地震 | 11月531回(日最大164回：21日)。 雌阿寒岳付近を震源とする地震(M2.5)により、雌阿寒温泉で震度1程度の揺れを感じた。 |
| 1998年(平成10年) 4月4日～5日 | 地震増加 | 震源は徹別岳周辺。 |
| 11月9日 | ごく小規模噴火 | ボンマチネシリ火口：微動が約4分間継続。火口の東側約15kmまで降灰。 |
| 2002年(平成14年) 3月29日 | 微動・地震増加 | 微動が約3分間継続、地震139回。 |
| 2006年(平成18年) 2月～3月 | 地震増加 | 2月1,129回(日最大516回：18日)、3月971回。 |
| 3月21日 | ごく小規模噴火 | ボンマチネシリ赤沼火口および北西側斜面：降灰。 |
| 2008年(平成20年) 9月～11月 | 地震増加 | 9月1,699回、10月509回、11月795回、12月563回。 |
| 11月18日 | 小規模噴火 | ボンマチネシリ96-1火口：南側約300m～400mの範囲で降灰。 |
| 11月28日～29日 | 小規模噴火 | ボンマチネシリ96-1火口および第4火口：ボンマチネシリ火口の北～東～南東にかけ降灰。 |
| 2009年(平成21年) 1月～4、7、9月 | 地震増加 | 1月～4月、7、9月に地震増加。 |
| 2010年(平成22年) 12月 | 微動・地震増加 | 12月17日火山性微動が4回発生。12月17～19日にかけて地震増加。 |
| 2011年(平成23年) 7月、10月、11月 | 微動・地震増加 | 7、11月火山性微動発生。10月地震増加。 |
| 2014年(平成26年) 2月～3月 | 地震増加 | 2月～3月に地震増加。2月515回、3月679回。 |
| 2015年(平成27年) 3月～10月 | 微動・地震増加 | 3月9日、7月3日、10月12日火山性微動発生。 4月、5月、7月、8月に地震増加。4月603回(日最大205回：16日)、5月332回、7月1,633回(日最大199回：16日)8月589回(日最大123回：14日)。 |
| 2018年(平成30年) 10月～11月 | 微動・地震増加 | 10月15日火山性微動発生。 11月に地震増加。11月1,338回(日最大725回：23日)。 |
| 2019年(平成31年・令和元年) 2月、7月～8月 | 地震増加 | 2月、7月～8月に中マチネシリ火口付近の浅い所で地震増加 |
| 2020年(令和2年) 7月 | 微動・地震増加 噴気量増大 | 7月22日火山性微動発生、直後に一時的な地震増加。 7月下旬～12月頃まで、赤沼火口及び北西斜面06噴気孔列で噴気量増大。 |

ここでは噴火規模の定義を以下のとおりとする。

ごく小規模：火山爆発指数 (VEI) 0

小規模：火山爆発指数 (VEI) ～1

ただし噴出物が広範囲で認められないものは「火山灰噴出」「有色噴煙」などとし、噴火として扱わない。

第3章

雌阿寒岳噴火による被害想定

第1節 予想される噴火

1 噴火の場所

昭和30年～34年の噴火はポンマチネシリ火口内で起こったものであり、また現在もこの火口内に高温の噴気孔が存在することから、次の噴火場所は相当な確度で、この火口で起こると予測される。また、中マチネシリ第三火口でも噴気孔温度が高く、小規模な噴火は起こるかも知れない。このほか、長期的にみれば現在弱い噴気活動を保っている阿寒富士の活動の再開も考えられる。

2 噴火の時期

雌阿寒岳は過去の資料が少ないので、将来の噴火時期の予測は難しい。既述のように、火山灰調査によれば、約2,000年前から700～800年前にかけて最後の火山体として阿寒富士が形成された。約200年前には、ポンマチネシリ火口で爆発的噴火があった。昭和30年～34年にはポンマチネシリが小爆発を繰返した。このような資料から噴火予測を試みることは難しい。しかし、かなり長期的な将来を考えると、比較的大きな活動の再開は充分予想される。また、小爆発ほどなら火口内のかなり高温な噴気活動からみて近い将来に起こり得ると判断される。従って日常的な観測が必要とされる。

現在行われている地震観測及び近い将来設置される臨時地震観測網、辺長基線の利用、火口内の温度測定などにより、雌阿寒岳の地下におけるマグマ活動の消長をさぐり、何等かの異常が認められれば、噴火予測は可能であると期待される。これに関し昭和30年の活動の再開に際しては、特に顕著な前兆を認め得なかったが、火山性地震活動は噴火前に活発化してきたという経緯が知られている。

ここで、留意しなければならないことは、雌阿寒岳の地下におけるマグマ活動が他地域の大地震によって誘発されたことがある。すなわち昭和27年十勝沖地震(M8.2)に際して、その発生と同時に雌阿寒岳の連続鳴動が始まり約34時間続いた。しかし、このようなことが常に起こることは限らない。昭和43年十勝沖地震(M7.9)に際しては起こらず、また昭和48年根室半島沖地震(M7.4)に際しては、雌阿寒岳に直接の影響があったとは考えられないが、国後島の爺々岳の活動に影響を与えたように思われる。すなわち、北海道近辺に大地震が発生したときには一応雌阿寒岳の活動に注意を払うべきであろう。

(北海道における火山に関する研究報告書第5版による)

第2節 噴火における被害想定及び対策

まず最も可能性の高い比較的小規模な水蒸気爆発が起こった場合の被害を想定してみる。この想定には、昭和30年～40年の活動記録が参考になる。

(1) 火山岩塊・火山礫などの降下範囲

直径20cm程度の火山岩塊は、地形にもよるが火口から500mの範囲まで降下し、火山礫の降下範囲は1km以上に達する。爆発の圧力がこれより高いことも予想されるので、これらの降下による危険区域の設置にあたっては、さらに区域を広げておくほうが望ましい。つまり山頂部一円である。

(2) 降灰の方向と範囲

噴煙の高さは、火口上200～500mに達し、主に東方に降灰し、その堆積量は火口から1kmまで5cm以上、10km付近で数mm程度と想定される。むろん爆発の規模によりこれ

の数倍に達する場合も予想される。降灰による高山植物・森林への被害及び大気汚染は一応想定しなければならない。なお風向きにより、野中温泉側にも降下する場合も一応想定しておかなければならない。

(3) 泥流などの被害

噴火が積雪期、特に融雪期に発生した場合、火口付近の急速な融雪により泥流が発生する危険が考えられる。したがって、雌阿寒岳に起源を有する河川系では一応その想定をしておくのが望ましい。

なお、泥流が発生しない場合も、降灰などにより河川の汚濁が予想され、特に東側のピリカネツプ白水川では注意すべきであろう。

以上は、比較的小規模な水蒸気爆発に対する被害想定であって、噴火発生の危険が察知されたならば、登山禁止及び山麓への警告などの措置をとることが望ましい。なお、既述のようにさらに大規模な噴火も予想されるが、一般に長い休止期のあと活動を再開する場合、上述のような水蒸気爆発がまず起こり、これに続いて噴火が大規模なものに推移すると考えられる。したがって、当面は上記の対策が要請される。

ついで、噴火が大規模なものに推移した場合、被害範囲はさらに次のように拡大するであろう。

(1) 火山岩塊・火山礫などの降下範囲

爆発の圧力がかなり高い場合（250気圧）、火山岩塊は火口から約2kmの距離、つまり雌阿寒岳中腹に到達し、火山礫などは風の影響により数km～10kmという遠距離、山麓まで到達するであろう。したがって、雌阿寒岳は全面登山禁止とし山麓地方も十分な警戒が必要となる。また、新しいマグマによる高温の火山岩塊・火山弾・軽石等の落下で、中腹までは山火事等の発生も予想される。

(2) 降灰の方向と範囲

主に東方に降灰し、堆積量は火口から約10kmの阿寒湖畔で厚さ数cm～20cm程度に達するかもしれない。この場合西山麓の野中温泉付近でも各同程度と考えられる。ただし、風向きにより、稀に西又はその他の方向にも降下するので注意を要する。

(3) 泥流及び火砕流による被害

既述のように積雪期ならば、泥流の発生には十分注意が必要である。噴火がさらにはげしく、軽石・火山灰・高圧ガスからなる火砕流が発生することも予想される。泥流は破壊的であり、火砕流は高温の紛体流なのでさらに危険である。両者は共に流速が溶岩流などに比べ大変速いので特に注意を要する。泥流も火砕流も、その流路は地形に支配され易く、白水川、ウグイ川、ラワン川、ピリカネツプ白水川などの河川の上流域は地形的に流下し易いので注意が必要であろう。

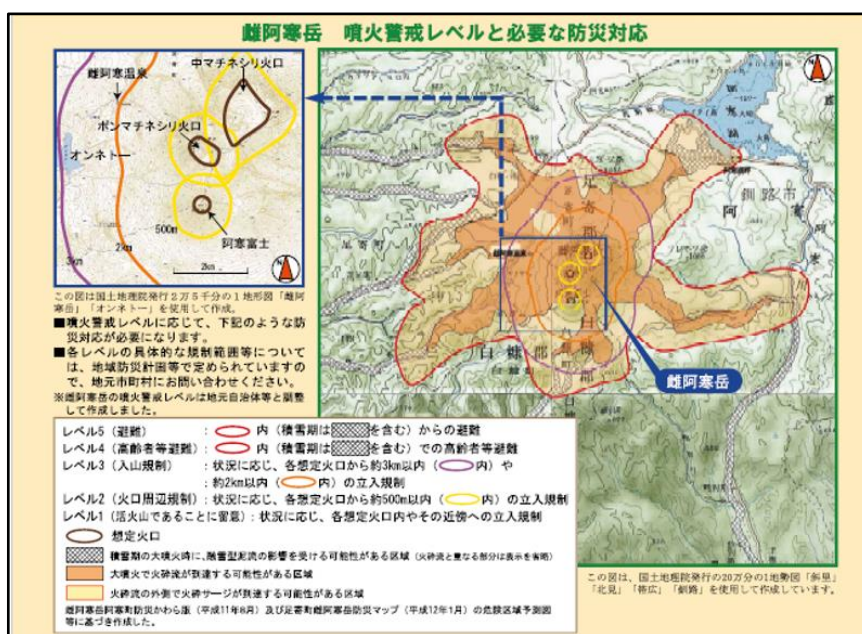
(4) 溶岩流による被害

溶岩流の流出は、噴火が始まってすぐは起こらないと考えられる。したがって溶岩の流出が発生するまで時間的余裕がある。安山岩質の場合は山麓まで、苦鉄質安山岩の場合は、河川沿いに数km流下することも考えられる。前者はポンマチネシリ、後者は阿寒富士がその例である。流路では、森林その他を完全に破壊、焼失するが流速は、比較的小さいので避難のための時間は十分ある。

(北海道における火山に関する研究報告書第5版による)

雌阿寒岳噴火警戒レベルにおける火山活動の状況と想定される現象等

| 種別 | 名称 | 対象範囲 | レベル (※7-7-F) | 火山活動の状況 | 住居等の行動及び登山者・入山者等への対応 | 想定される現象等 |
|------|--------------------|---------------|-----------------|---|--|--|
| 特別警報 | 噴火警報（居住地域）又は噴火警報 | 居住地域及びそれより火口側 | 5 (避難) | 居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態にある。 | 危険な居住地域からの避難等が必要。 | ●大噴火が発生し、火砕流や積雪期には融雪型火山泥流が居住地域まで到達、多量の軽石や火山灰が風下側の広範囲に堆積、あるいはそのような大噴火が切迫している。 【過去事例】 約1万3千年前 |
| | | | 4 (高齢者等避難) | 居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される（可能性が高まっている）。 | 警戒が必要な居住地域での高齢者等の要配慮者の避難、住民の避難の準備等が必要。 | ●火砕流や積雪期には火砕流に伴う融雪型火山泥流が居住地域に到達するような大噴火の発生が予想される。 【過去事例】 観測事例なし（約6千年前、約9千年前のような中噴火が発生し、さらに噴火の規模が拡大して大噴火に至る兆候が見られる場合、あるいは火砕流や融雪型火山泥流の影響が居住地域に及ぶ可能性がある場合） |
| 警報 | 噴火警報（火口周辺）又は火口周辺警報 | 火口から居住地域近くまで | 3 (入山規制) | 居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）噴火が発生、あるいは発生すると予想される。 | 住民は通常の生活（今後の火山活動の推移に注意）。状況に応じて高齢者等の要配慮者の避難の準備等。 登山禁止や入山規制等危険な地域への立入規制等。 | ●中噴火が発生し、「大きな噴石」が2～3kmまで飛散、火砕流が一部の谷地形に沿い数km流下、積雪期には融雪型火山泥流が発生、軽石や火山灰が風下側山麓に堆積、あるいは溶岩流が流下。 【過去事例】 約6千年前、約9千年前 ●小噴火が発生し、「大きな噴石」が2～3kmまで飛散、火山灰が風下側の山麓に堆積。 【過去事例】 約400年前、約700年前 ●ごく小さな噴火（比較的勢いが強いもの）が発生し、「大きな噴石」が1～2kmまで飛散、火山灰等が風下側の山腹～山麓に降下。 【過去事例】 1959年8月、1956年5～6月 ●地震増加や地殻変動等により、中噴火、小噴火、ごく小さな噴火（比較的勢いが強いもの）の発生が予想される。 【過去事例】 観測事例なし |
| | | | 2 (火口周辺規制) | 火口周辺に影響を及ぼす（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）噴火が発生、あるいは発生すると予想される。 | 住民は通常の生活（今後の火山活動の推移に注意）。火口周辺への立入規制等。 | ●ごく小さな噴火が発生し、「大きな噴石」が火口周辺（約500m）に飛散。 【過去事例】 2006年3月21日、1998年11月、1996年11月、1988年1～2月等、20世紀中に発生したごく小さな噴火の大半 ●地震活動や熱活動の高まり等により、ごく小さな噴火の発生が予想される。 【過去事例】 2006年2月18～20日、3月11～12日：微小地震多発、微動発生 1999年：ボンマチネシリ96-1火口で急激な温度上昇 1996年8～9月：微小地震多発、1987年12月：地震増加 |
| 予報 | 噴火予報 | 火口内等 | 1 (火口内等留意) | 火山活動は静穏。火山活動の状態によって、火口内で火山灰の噴出等が見られる（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）。 | 住民は通常の生活（状況に応じて火山活動に関する情報収集、避難手順の確認、防災訓練への参加等）。状況に応じて火口内及び近傍への立入規制等。 | ●火山活動は静穏。状況により山頂火口内及び近傍に影響する程度の火山灰の噴出等の可能性あり。 |



(気象庁：噴火警戒レベルリーフレット)

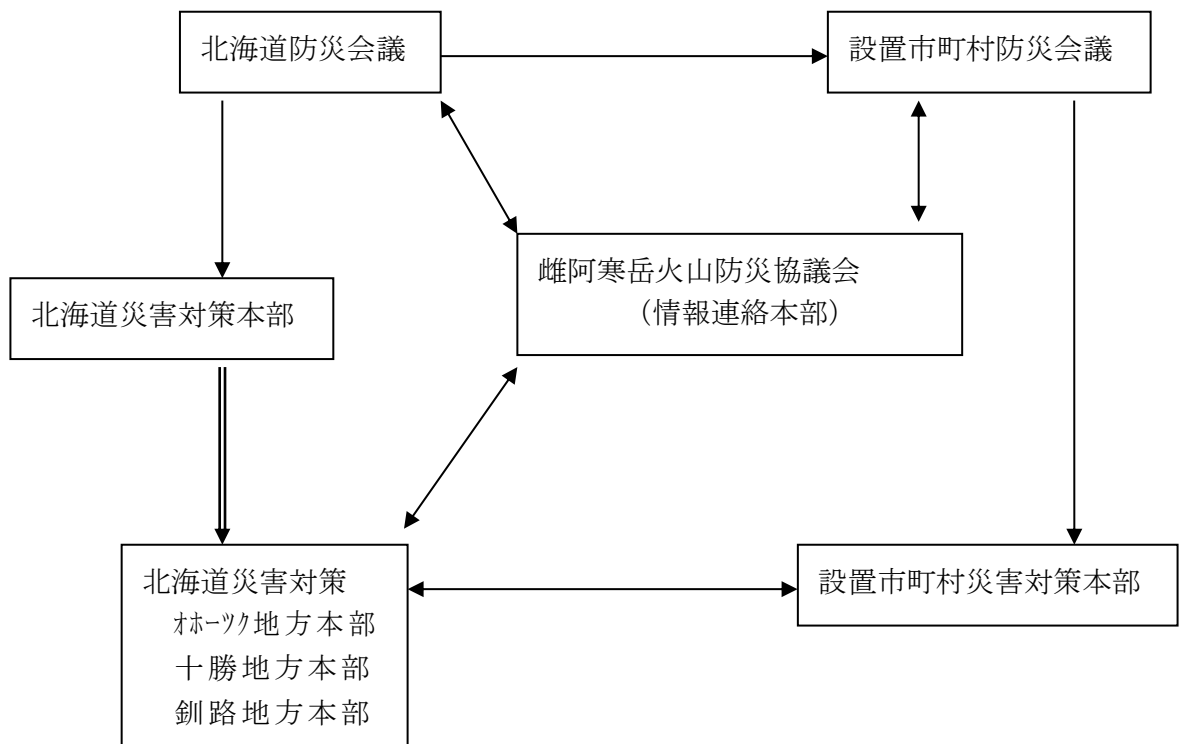
第4章

防災組織計画

雌阿寒岳火山噴火災害の予防、応急及び復旧対策等の防災活動に即応する体制を確立し、火山噴火災害対策の総合的運営を図るため、防災に関する組織及びその運営等に関する事項を定め、火山噴火災害対策の実施体制の確立を図るものである。

雌阿寒岳火山噴火防災体制の系統を図示すれば、次のとおりである。

<雌阿寒岳火山噴火防災体制図>



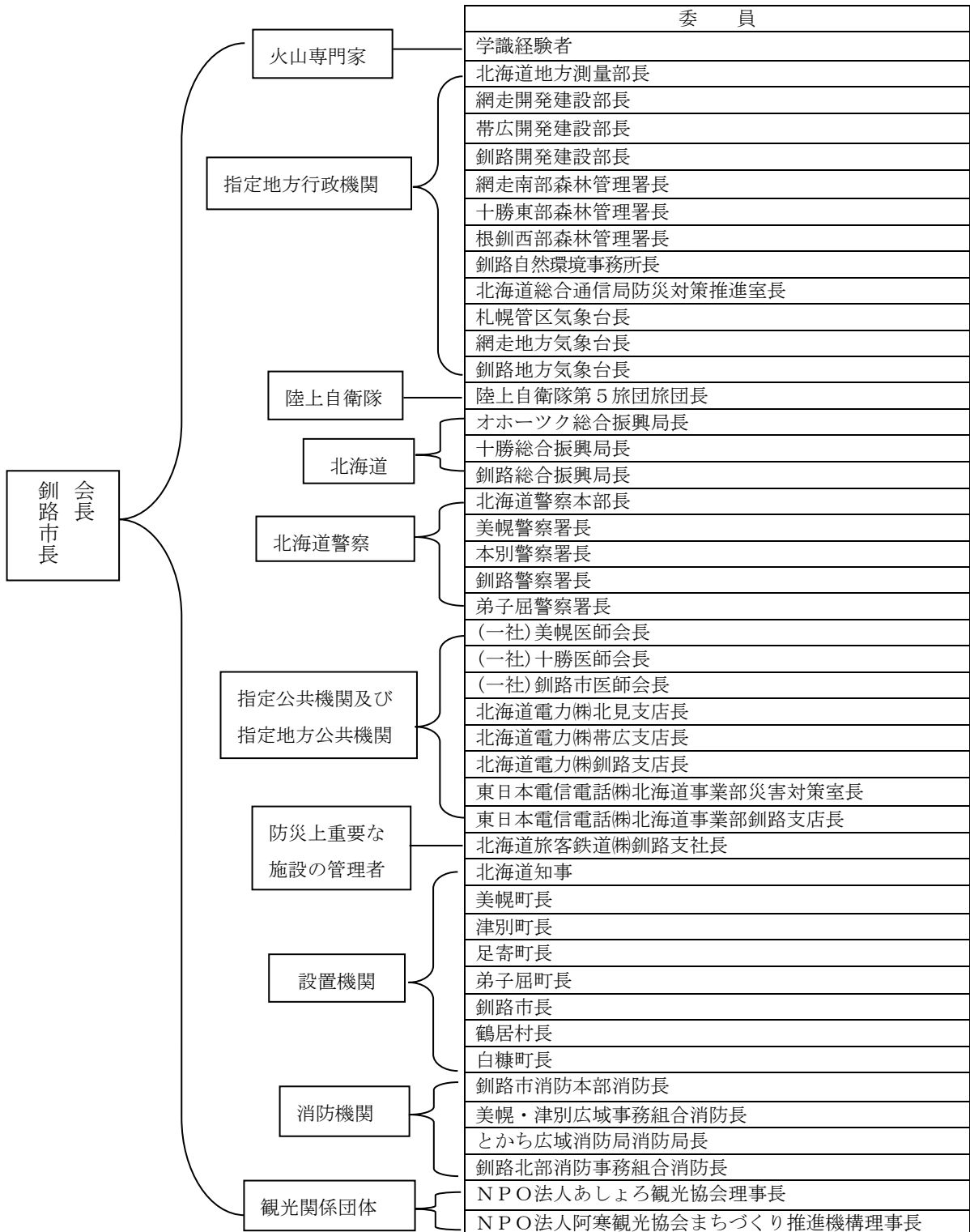
(注) ≡≡≡ は命令系統を示す。
 ——— は避難指示又は相互
 連絡協力系統を示す。

第1節 雌阿寒岳火山防災協議会の組織

1 構成

雌阿寒岳火山防災協議会は、協議会の会長及び委員をもって組織し、その構成は次のとおりとする。

＜雌阿寒岳火山防災協議会の組織＞



2 運営

雌阿寒岳火山防災協議会規約（平成28年3月25日施行）の定めるところによる。

3 業務の大綱

雌阿寒岳火山防災協議会と構成機関の役割は次のとおりとする。

協議会は、警戒避難体制の整備に必要な事項について、当該火山における統一的な防災体制を検討する観点から、「噴火シナリオ」や「火山ハザードマップ」、「噴火警戒レベル」、「避難計画」等の一連の警戒避難体制について協議することを目的とした組織である。

北海道及び設置市町村がその設置主体となって中心的な役割を担い、関係気象台や関係開発建設部、警察、消防、自衛隊、火山専門家に加え、観光関係団体等その他必要と認める者で構成される。

協議会は、活火山法上、平常時に警戒避難体制を検討することを目的とした組織であるが、噴火時等、関係機関が一体となって対応が必要な場合において、協議会を防災対応の共同検討の場として活用することや協議会のネットワークを活用して関係者と調整することは有用である。

協議会の構成員と役割については、以下のとおりである。協議会の構成員は、協議会で協議が調った事項について尊重する義務を負うこととなる。

(ア) 北海道及び市町村長

平常時は、協議会の設置主体であり、「噴火シナリオ」や「火山ハザードマップ」、これらを踏まえた「噴火警戒レベル」や「避難計画」等、一連の警戒避難体制について検討する。特に、北海道は北海道全体に係る事項や他県と調整を要する事項について、市町村は具体的な避難経路、避難所等その市町村内の具体的な警戒避難体制に関する事項について、中心になって検討する役割を担う。

噴火時等においては、関係機関との情報共有を図り、北海道は、広域避難における避難者の輸送や避難先の確保などでの他自治体等との調整、市町村の避難対応の支援を行うものとする。また、市町村は、住民等への避難指示等の発令主体として避難等の防災対応にあたる。

(イ) 気象台

平常時は、火山専門家、開発建設部等と協力し、過去の噴火履歴等を踏まえた「噴火シナリオ」や「火山ハザードマップ」の検討や、火山現象に関する情報や噴火警報を発表する立場から情報収集・伝達体制の検討を行うとともに、北海道及び市町村と協力し、「噴火警戒レベル」の設定について検討を行う。

噴火時等においては、緊急的な調査を行うとともに、監視・観測を強化し、観測データ等をもとに、噴火警戒レベルの引上げや引下げ、警戒が必要な範囲等を検討し示す。

(ウ) 開発建設部

平常時は、気象台、火山専門家等と協力し、噴火に伴う土砂災害（火山泥流・土石流等）の観点から、「火山ハザードマップ」の検討を行うとともに一連の警戒避難体制の検討に参画する。

噴火時等においては、噴火に伴う土砂災害の観点から、緊急的な調査の実施や想定される影響範囲などに関する情報の提供等を行う。

(エ) 警察、消防、自衛隊

平常時は、噴火時等において救助活動や避難誘導などを行う立場から検討に参画する。

噴火時等においては、救助活動、住民等の避難誘導支援のほか、交通整理・誘導、規制や立入制限等を行う。

なお、自衛隊は原則として、北海道知事等の要請により派遣され、関係機関と調整の上、対応にあたることになる。

(オ) 火山専門家

平常時は、警戒避難体制の検討全般にわたり、どのような火山現象が想定されるかなど専門的見地から助言を行う。

噴火時等においては、緊急的な調査への参画や噴火警戒レベルの引上げや引下げを受けて、火口周辺規制又は入山規制の範囲、避難対象地域の設定、避難の判断等の対応について、市町村等に助言を行う。

(カ) 観光関係団体等北海道及び市町村が必要と認める者

(ア) から (オ) までに掲げる者のほか、北海道及び市町村が必要と認める者を協議会の構成員に加える。

雌阿寒岳火山防災協議会の構成機関の業務大綱は次のとおりとする。

| 機 関 名 | 業 務 の 大 綱 |
|-------------------------------------|---|
| 北海道地方測量部 | <ol style="list-style-type: none"> 1 地理空間情報の活用に関すること。 2 防災関連情報及び地理情報システムの活用に関すること。 3 測量等の実施に関すること。 |
| 網走開発建設部 帯広開発建設部 釧路開発建設部 | <ol style="list-style-type: none"> 1 一般国道の維持、災害復旧その他の管理に関すること。 |
| 網走南部森林管理署 十勝東部森林管理署 根釧西部森林管理署 | <ol style="list-style-type: none"> 1 所管林野の防災に関すること。 2 保安林・保安施設・地すべり防止施設等の防災に関すること。 |
| 釧路自然環境事務所 | <ol style="list-style-type: none"> 1 阿寒国立公園集団施設地域の管理に関すること。 2 観光客等への広報に関すること。 |
| 北海道総合通信局 | <ol style="list-style-type: none"> 1 災害時における通信の確保及び非常通信の訓練、運用、管理に関すること。 2 非常通信協議会の運営に関すること。 |
| 札幌管区气象台 網走地方气象台 釧路地方气象台 | <ol style="list-style-type: none"> 1 火山の観測並びにその成果の収集及び発表に関すること。 2 噴火警報等の発表に関すること。 3 防災知識の普及及び啓発に関すること。 |
| 陸上自衛隊第5旅団 | <ol style="list-style-type: none"> 1 災害時における災害派遣要請権者の要請に基づき、部隊等を派遣すること。 |

| | |
|---|--|
| <p>北海道 オホーツク総合振興局 十勝総合振興局 釧路総合振興局</p> | <ol style="list-style-type: none"> 1 災害情報の収集及び伝達並びに報告に関する事。 2 救援物資の供給及び調達に関する事。 3 自衛隊の災害派遣要請に関する事。 4 災害応急対策及び災害復旧対策を実施する事。 5 災害救助法（昭和22年法律第108号）の適用及び応急救助計画の作成並びに実施に関する事。 6 道道、道河川の防災工事、維持並びに災害復旧その他の管理に関する事。 7 医療班、医療機材等の連絡調整に関する事。 8 災害時の防疫計画の作成及び実施に関する事。 9 被災地の環境保全に関する事。 |
| <p>北海道警察 美幌警察署 本別警察署 釧路警察署 弟子屈警察署</p> | <ol style="list-style-type: none"> 1 交通規制に関する事。 2 災害情報の収集及び伝達に関する事。 3 公共の安全と秩序の維持に関する事。 4 地域住民等の避難指示及び誘導、被災者の救出、救助に関する事。 5 関係機関への連絡調整に関する事。 6 死体検分、行方不明者の発見・捜索に関する事。 |
| <p>(一社)美幌医師会 (一社)十勝医師会 (一社)釧路市医師会</p> | <ol style="list-style-type: none"> 1 救護班の編成、罹災者の医療及び助産に関する事。 |
| <p>北海道電力(株)北見支店 北海道電力(株)帯広支店 北海道電力(株)釧路支店</p> | <ol style="list-style-type: none"> 1 電力の円滑な供給に関する事。 |
| <p>東日本電信電話(株) 北海道事業部 東日本電信電話(株) 北海道事業部釧路支店</p> | <ol style="list-style-type: none"> 1 非常及び緊急通信の取扱、重要通信の確保等に関する事。 |
| <p>北海道旅客鉄道(株) 釧路支社</p> | <ol style="list-style-type: none"> 1 鉄道輸送の連絡調整に関する事。 2 災害時における鉄道輸送の確保に関する事。 3 災害時における救援物資の輸送及び避難者の輸送について関係機関の支援を行う事。 |
| <p>美幌町 津別町 足寄町 弟子屈町 釧路市 鶴居村 白糠町</p> | <ol style="list-style-type: none"> 1 災害情報の収集記録に関する事。 2 救助物資の供給及び調整に関する事。 3 避難の指示等及び誘導に関する事。 4 避難所の開設とその運営に関する事。 5 救出、救助、救護活動に関する事。 6 必要資材等の調達及び緊急輸送に関する事。 7 現地広報に関する事。 8 防災設備、施設の整備に関する事。 |

| | |
|---|--|
| <p>釧路市消防本部 美幌・津別広域事務組合 とち広域消防局 釧路北部消防事務組合</p> | <ol style="list-style-type: none"> 1 災害時における避難誘導及び救出、救助並びに救護に関すること。 2 火災予消防に関すること。 |
| <p>NPO法人あしよろ観光協会 NPO法人阿寒観光協会 まちづくり推進機構</p> | <ol style="list-style-type: none"> 1 協会員への情報提供に関すること。 2 災害時における観光施設への避難指示・誘導等に関すること。 |

第2節 災害時の防災体制

1 情報連絡本部

設置市町村は、火口周辺情報（噴火警戒レベル2、火口周辺規制）が発表された場合、災害情報等の収集、関係機関との連絡を行うために、情報連絡本部を設置する。

情報連絡本部が設置された場合、協議会事務局は、北海道及び釧路地方気象台等と連絡を行い、その内容等を設置市町村及び協議会を構成する関係機関のうち、必要と認める機関に伝達をする。

2 災害対策本部

設置市町村は、火口周辺警報（噴火警戒レベル3、入山規制）が発表され、火山活動による被害の発生が予想される場合は、災害情報、噴火活動や対策状況に応じて、各市町村の地域防災計画に基づき災害警戒体制又は災害対策本部を設置し、必要な配備体制をとる。

なお、災害対策本部の設置は市町村長の判断によるが、設置時期の目安は、噴火シナリオを参考とする。

別図 雌阿寒岳 防災のための噴火シナリオ

3 災害対策現地合同本部

(1) 災害対策現地合同本部の設置

設置市町村は、火山が噴火するおそれがあり、応急対策において各機関への要請や調整が必要になった場合は、北海道と災害対策現地合同本部の設置について協議する。

北海道は、設置市町村との協議等に基づいて関係機関による災害対策現地合同本部を設置し、対策の調整をとることとする。

(2) 災害対策現地合同本部の設置場所

災害対策現地本部の設置場所は、今後関係機関と調整して決定する。

4 非常災害現地対策本部等

(1) 非常災害現地対策本部等の設置

国は、各機関の調整を現地において機動的かつ迅速に処理する必要がある場合には、非常災害現地対策本部又は緊急災害現地対策本部を設置することとなっている。

現地対策本部では、関係する自治体及び関係機関の代表者を構成員とし、各対策における調整を行う。

(2) 非常災害現地対策本部等の設置場所

非常災害現地対策本部又は緊急災害現地対策本部の設置場所は、今後関係機関と調整して決定する

5 防災対策の決定

災害対応の決定は各市町村長の判断により実施することが原則であるが、北海道が行う各機関との調整による助言を受け、対策を決定する。

また、国の災害現地対策本部が設置された場合は、現地対策本部が行う調整による助言を受け、対策を決定する。

噴火警戒レベルに対応した基本的な応急対応

| 予報警報 | 噴火警戒レベル | 対策時期 | 基本的な応急対応 |
|-------------|------------------------|-------------|---|
| 噴火予報 | レベル1 (活火山であることに留意) | 情報収集 | 異常現象発現時 ◆情報収集 ◆異常現象の発見者通報への対応 ◆登山者・観光施設等への広報 |
| (火口周辺) 噴火警報 | レベル2 (火口周辺規制) | 山頂部の登山規制 | ◆山頂部の登山規制 ◆情報収集 ◆異常現象の発見者通報への対応 ◆登山者・観光施設等への広報 |
| 噴火警報 (火口周辺) | レベル3-1 (ごく小さな噴火対応) | 登山規制 | ◆登山規制 ◆観光施設等への広報 風向き等状況に応じて ◆オンネトーの観光自粛 ◆道道の除灰、交通規制等 |
| | レベル3-2 (ごく小さな噴火対応) | 雌阿寒温泉避難 | ◆オンネトーの観光中止 ◆避難 [雌阿寒温泉] ◆降灰状況等により国道・道道等の除灰、場合によっては交通規制 ◆降灰状況等により、降雨型泥流危険区域避難 |
| | レベル3-3 (小噴火の影響範囲規制) | 小噴火への対応 | ◆登山規制やオンネトーの観光中止、雌阿寒温泉の避難継続 ◆降灰状況等により、降雨型泥流危険区域の避難 ◆積雪期には、中噴火による融雪型泥流の危険区域でも避難準備 |
| | レベル3-4 (中噴火の影響範囲) | 中噴火への対応 | ◆状況に応じて、さらに広域の立入規制、交通規制、営林作業の中止等 ◆積雪期には、中噴火による融雪型泥流の危険区域からも避難 ◆要配慮者等避難準備 [阿寒湖温泉等] ◆避難所の開設準備 ◆降雨型泥流危険区域の避難 |
| (居住地域) 噴火警報 | レベル4 (高齢者等避難) | 阿寒湖温泉等の避難準備 | ◆避難準備 [阿寒湖温泉等] ◆要配慮者等の避難 [阿寒湖温泉等] ◆積雪時期には、大噴火による融雪型泥流の危険区域でも避難準備 ◆降雨時警戒避難 |
| (居住地域) 噴火警報 | レベル5 (避難) | 阿寒湖温泉等の避難 | ◆積雪期には、大噴火による融雪型泥流の危険区域からも避難 ◆降雨時警戒避難 |
| | | 大噴火への対応 | ◆降灰状況に応じて、さらに広域の避難準備または避難 ◆土砂災害危険区域の再設定 ◆降雨時警戒避難 |

(雌阿寒岳 防災のための噴火シナリオより)

第5章

火山情報

火山噴火災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、火山情報及び災害対策に必要な災害情報の収集、通報等は、この計画の定めるところにより、行うものとする。

第1節 噴火警報等の伝達計画

設置市町村長は、噴火警報等を受けた時、又は自ら知った時には、法第56条、設置市町村地域防災計画及び本計画の定めるところにより、関係機関及び地域住民等に対して当該情報を伝達するものとする。

この場合において、必要があると認める時は、設置市町村長は、噴火により予想される災害の事態及びこれに対してとるべき措置等について、必要な通知又は警告をするものとする。

1 火山現象に関する警報、予報、情報等

火山現象に関する警報及び予報は、気象業務法第13条の規定により発表される火山現象警報（噴火警報（居住地域）・噴火警報（火口周辺））、火山現象予報及び火山現象注意報（噴火予報、降灰予報、火山ガス予報等）である。

また、火山現象に関する情報は、同法第11条の規定により発表される噴火速報、火山の状況に関する解説情報である。

なお、火山現象警報は気象業務法第15条1項の規定により知事に通知され、知事は同法第15条2項及び基本法第55条の規定により市町村長に通知する。

(1) 噴火警報（居住地域）・噴火警報（火口周辺）

札幌管区気象台が噴火に伴って発生し生命に危険を及ぼす火山現象（大きな噴石、火砕流、融雪型火山泥流等、発生から短時間で火口周辺や居住地域に到達し、避難までの時間的猶予がほとんどない火山現象）の発生が予想される場合やその危険が及ぶ範囲の拡大が予想される場合に火山名、「警戒が必要な範囲」（生命に危険を及ぼす範囲）等を明示して発表する。

「警戒が必要な範囲」が居住地域まで及ぶ場合は「噴火警報（居住地域）」、火口周辺に限られる場合は「噴火警報（火口周辺）」として発表する。「噴火警報（居住地域）」は、警戒が必要な居住地域を含む市町村に対する火山現象特別警報に位置づけられる。

(2) 噴火予報

札幌管区気象台が、火山活動の状況が静穏である場合、あるいは火山活動の状況が噴火警報には及ばない程度と予想される場合に発表する。

(3) 噴火警戒レベル

札幌管区気象台が火山活動の状況に応じて「警戒が必要な範囲」と防災関係機関や住民等の「とるべき防災対応」の指標を5段階に区分し、噴火警報・噴火予報に付して発表する。

噴火警戒レベルに応じ「警戒が必要な範囲」と「とるべき防災対応」を火山防災協議会で協議し、道及び各該当市町村の「地域防災計画」に定めた火山において噴火警戒レベルが運用される。

雌阿寒岳の噴火警報・噴火予報の種類と発表基準及び噴火警戒レベル・キーワード

| 種別 | 名称 | 対象範囲 | 火山活動の状況 | 噴火警戒レベル (キーワード) |
|----------|--------------------------------|-------------------|--|---------------------------|
| 特別 警報 | 噴火警報 (居住地域) 又は 噴火警報 | 居住地域及びそれよ り火口側 | 居住地域に重大な被害を及ぼす噴火 が発生、あるいは切迫している状態に ある | レベル5 (避難) |
| | | | 居住地域に重大な被害を及ぼす噴火 が発生すると予想される(可能性が高 まっている) | レベル4 (高齢者等避難) |
| 警報 | 噴火警報 (火口周辺) 又は 火口周辺警報 | 火口から居住地域近 くまで | 居住地域の近くまで重大な影響を及 ぼす(この範囲に入った場合には生命 に危険が及ぶ)噴火が発生、あるいは 発生すると予想される | レベル3 (入山規制) |
| | | 火口周辺 | 火口周辺に影響を及ぼす(この範囲に 入った場合には生命に危険が及ぶ)噴 火が発生、あるいは発生すると予想さ れる | レベル2 (火口周辺規制) |
| 予報 | 噴火予報 | 火口内等 | 火山活動は静穏 火山活動の状態によっては、火口内で 火山灰の噴出等が見られる(この範囲 に入った場合には生命に危険が及ぶ) | レベル1 (活火山であるこ とに留意) |

(4) 噴火速報

噴火の発生事実を迅速に発表する情報。登山者や周辺の住民に、火山が噴火したことを端的にいち早く伝え、身を守る行動を取ってもらうために、以下のような場合に発表する。

- ・噴火警報が発表されていない常時観測火山において、噴火が発生した場合
- ・噴火警報が発表されている常時観測火山において、噴火警戒レベルの引き上げや警戒が必要な範囲の拡大を検討する規模の噴火が発生した場合(※)
- ・このほか、社会的に影響が大きく、噴火の発生を速やかに伝える必要があると判断した場合

※噴火の規模が確認できない場合は発表する。

なお、噴火の発生を確認するにあたっては、気象庁が監視に活用しているデータだけでなく、関係機関からの通報等も活用する。

(5) 火山の状況に関する解説情報(臨時)

現時点で、噴火警戒レベルの引き上げ基準に達していない、または、噴火警報を発表し「警戒が必要な範囲」の拡大を行うような状況ではないが、今後の活動の推移によっては噴火警報を発表し、噴火警戒レベルの引き上げや、「警戒が必要な範囲」の拡大を行う可能性があるとして判断した場合等に、火山活動の状況や防災上警戒・注意すべき事項を伝えるため、「火山の状況に関する解説情報(臨時)」を発表する。

(6) 火山の状況に関する解説情報

現時点では、噴火警戒レベルを引き上げる可能性は低い、または、噴火警報を発表し「警戒が必要な範囲」の拡大を行う可能性は低いが火山活動に変化がみられるなど、火山活動の状況を伝える必要があると判断した場合に、「火山の状況に関する解説情報」を適時発表する。

(7) 降灰予報

気象庁は、以下の3種類の降灰予報を提供する。

ア. 降灰予報（定時）

- ・噴火警報発表中の火山で、噴火により人々の生活等に影響を及ぼす降灰が予想される場合に、定期的（3時間ごと）に発表する。
- ・18時間先（3時間区切り）までに噴火した場合に予想される降灰範囲や小さな噴石の落下範囲を提供する。

イ. 降灰予報（速報）

- ・噴火が発生した火山（※1）に対して、事前計算した降灰予報結果の中から最適なものを抽出して、噴火発生後5～10分程度で発表する。
- ・噴火発生から1時間以内に予想される、降灰量分布や小さな噴石の落下範囲を提供する。

（※1）：降灰予報（定時）を発表中の火山では、降灰への防災対応が必要となる「やや多量」以上の降灰が予想された場合に発表。

降灰予報（定時）が未発表の火山では、噴火に伴う降灰域を速やかに伝えるため、予測された降灰が「少量」のみであっても必要に応じて発表。

ウ. 降灰予報（詳細）

- ・噴火が発生した火山（※2）に対して、降灰予測計算（数値シミュレーション計算）を行い、噴火発生後20～30分程度で発表する。
- ・噴火発生から6時間先まで（1時間ごと）に予想される降灰量分布や降灰開始時刻を提供する。

（※2）：降灰予報（定時）を発表中の火山では、降灰への防災対応が必要となる「やや多量」以上の降灰が予測された場合に発表。

降灰予報（定時）が未発表の火山では、噴火に伴う降灰域を速やかに伝えるため、予測された降灰が「少量」のみであっても必要に応じて発表。

降灰予報（速報）を発表した場合には、予想降灰量によらず、降灰予報（詳細）も発表。

降灰量階級と降灰の厚さ

| 降灰量階級 | 予想される降灰の厚さ |
|-------|-----------------|
| 多量 | 1mm 以上 |
| やや多量 | 0.1mm 以上 1mm 未満 |
| 少量 | 0.1mm 未満 |

降灰量階級ととるべき行動等

| 名称 | 表現例 | | 影響ととるべき行動 | | その他の影響 | |
|------|--------------------------|----------|------------------|--|--|--|
| | 厚さ キーワード | イメージ | | 人 | | 道路 |
| | | 路面 | 視界 | | | |
| 多量 | 1mm 以上 【外出を控える】 | 完全に覆われる | 視界不良となる | 外出を控える 慢性の喘息や慢性閉塞性肺疾患（肺気腫など）が悪化し健康な人でも目・鼻・のど・呼吸器などの異常を訴える人が出始める | 運転を控える 降ってくる火山灰や積もった火山灰をまきあげて視界不良となり、通行規制や速度制限等の影響が生じる | がいしへの火山灰付着による停電発生や上水道の水質低下及び給水停止のおそれがある |
| やや多量 | 0.1mm ≦ 厚さ ≦ 1mm 【注意】 | 白線が見えにくい | 明らかに降っている | マスク等で防護喘息患者や呼吸器疾患を持つ人は症状悪化のおそれがある | 徐行運転する 短時間で強く降る場合は視界不良の恐れがある 道路の白線が見えなくなるおそれがある（およそ0.1～0.2mm で鹿児島市は除灰作業開始） | 稲などの農作物が収穫できなくなった※1、鉄道のポイント故障等により運転見合わせのおそれがある |
| 少量 | 0.1mm 未満 | うっすら積もる | ふっついているのがようやくわかる | 窓を閉める 火山灰が衣服や身体に付着する目に入ったときは痛みを伴う | フロントガラスの除灰火山灰がフロントガラスなどに付着し、視界不良の原因となるおそれがある | 航空機の運行不可※1 |

※1 富士山ハザードマップ検討委員会（2004）による設定

（8）火山ガス予報

居住地域に長時間影響するような多量の火山ガスの放出がある場合に、火山ガスの濃度が高まる可能性のある地域を発表する予報。

（9）火山現象に関する情報等

ア．火山活動解説資料

写真や図表等を用いて、火山活動の状況や防災上警戒・注意すべき事項等について解説するため、臨時及び定期的に発表する。

イ．月間火山概況

前月一ヶ月間の火山活動の状況や警戒事項を取りまとめ、毎月上旬に発表する。

ウ．噴火に関する火山観測報

噴火が発生したことや、噴火に関する情報（噴火の発生時刻・噴煙高度・噴煙の流れる方向・噴火に伴って観測された火山現象等）を噴火後直ちにお知らせするために発表する。

2 火山活動の情報伝達

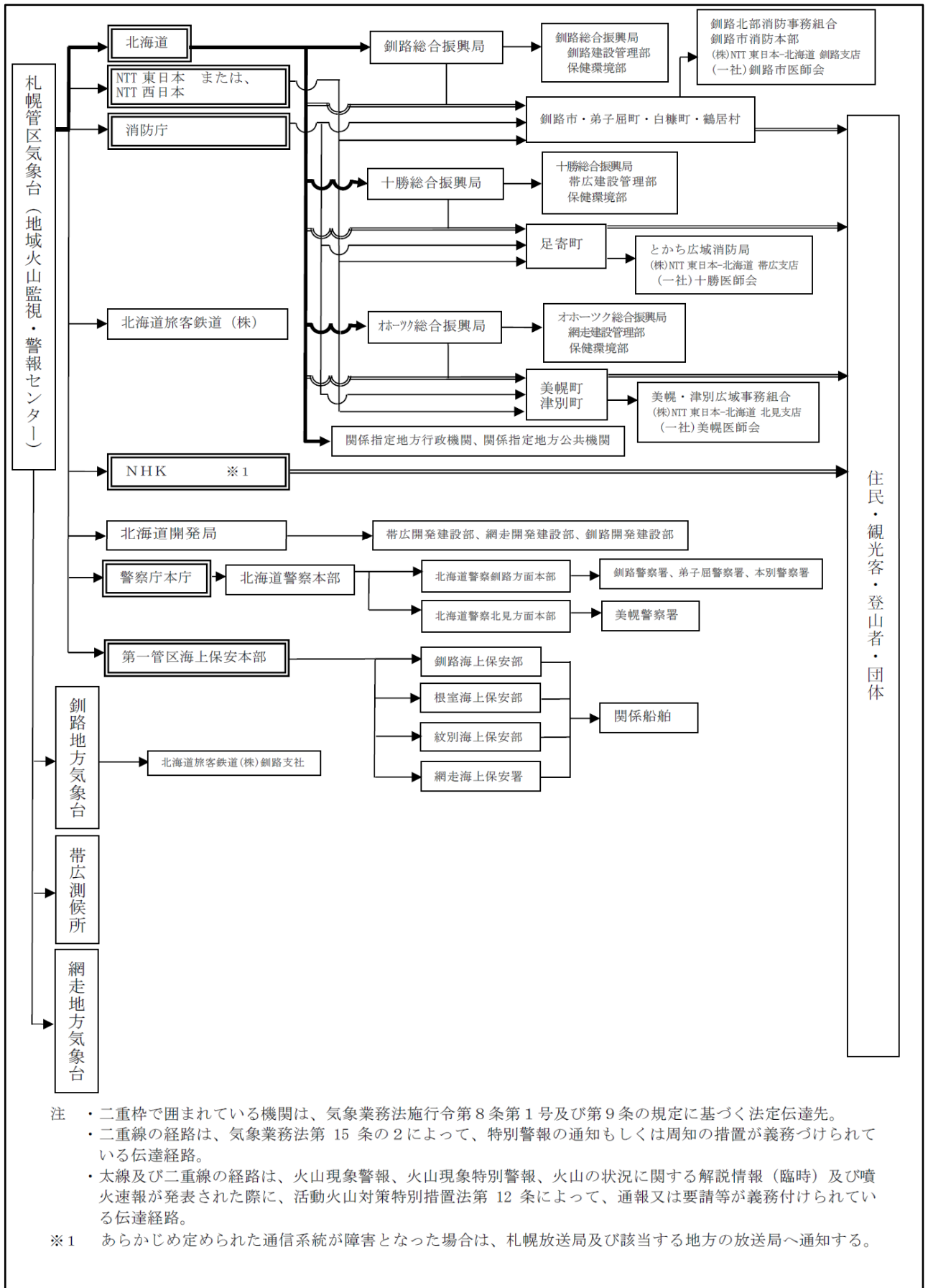
登山者や旅行者、林業関係者等の入山者に対する雌阿寒岳の活動情報を提供するため、市町村長は登山口や集客施設等へ掲示板等を設置するほか、自治体のホームページを通じて気象台の発表する火山活動の情報を伝達していく。

3 噴火警報等の伝達系統

（1）噴火警報等の伝達を迅速かつ確実に行うための伝達系統は、雌阿寒岳噴火警報等伝達図によるものとする。

（2）噴火警報の北海道知事への通報は、札幌管区気象台が行う。

<雌阿寒岳噴火警報等伝達系統図>



注 ・二重枠で囲まれている機関は、気象業務法施行令第8条第1号及び第9条の規定に基づく法定伝達先。
 ・二重線の経路は、気象業務法第15条の2によって、特別警報の通知もしくは周知の措置が義務づけられている伝達経路。
 ・太線及び二重線の経路は、火山現象警報、火山現象特別警報、火山の状況に関する解説情報（臨時）及び噴火速報が発表された際に、活動火山対策特別措置法第12条によって、通報又は要請等が義務付けられている伝達経路。

※1 あらかじめ定められた通信系統が障害となった場合は、札幌放送局及び該当する地方の放送局へ通知する。

第2節 災害通信計画

噴火の前兆現象から、破局的段階までは過去の経過からして比較的短いため、短時間に防災措置が集中化することが十分予想されることであり、このために必要な情報の収集・伝達並びに災害応急対策の指揮命令等の伝達を、迅速かつ的確に行うための通信施設は次のとおりである。

1 通信施設の現況

(1) 無線系統の利用可能な通信系統

北海道防災行政無線、警察無線、市町村防災無線、消防無線

(2) 有線系統の利用可能な通信系統

開発建設部専用電話、北海道電力(株)専用電話、J R北海道専用電話

第3節 災害情報等の収集報告及び伝達計画

噴火災害時における情報の収集、報告及び伝達を迅速、的確に行うための計画は、次に定めるところによる。

1 異常現象発生時の措置

(1) 発見者の通報

雌阿寒岳火山活動に関する異常現象を発見した者は、法第54条に基づき、その旨を電話等最も迅速な方法により、設置市町村長又は警察署・警察官駐在所及び消防本部(支署)・消防分団に通報するものとする。

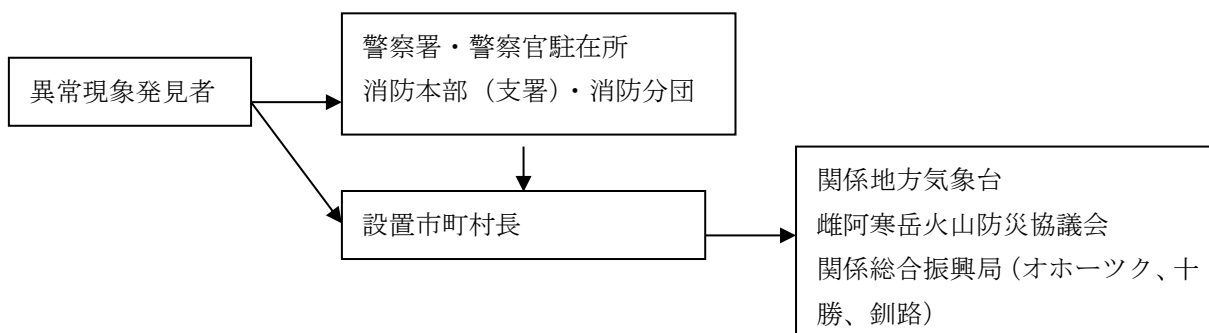
(2) 警察署・消防本部(支署)の通報

発見者から、警察署・消防本部(支署)に通報があった場合は、その旨を速やかに設置市町村長に通報するものとする。

(3) 設置市町村長の通報

異常現象の通報を受けた設置市町村等は、直ちに情報を確認し、関係地方气象台(釧路・十勝総合振興局管内は釧路地方气象台へ、オホーツク総合振興局管内は網走地方气象台へ)及び雌阿寒岳火山防災協議会並びに関係総合振興局(オホーツク、十勝、釧路総合振興局のいずれか)に通報するものとする。

<異常現象通報系統図>



2 異常現象の種類

異常現象とは、おおむね次のものをいう。

(1) 噴火現象

爆発、溶岩流、泥流、軽石流、火砕流及びそれに伴う降灰、降砂など。

(2) 噴火以外の火山性異常現象

ア 火山地域での地震群発

イ 火山地域での鳴動の発生

ウ 火山地域での顕著な地形変化（山くずれ、地割れ、土地の昇沈等）

エ 噴気、噴煙の顕著な異常変化（噴気口及び火口の新生拡大移動並びに噴気、噴煙の色、量、臭気、温度、昇華物等の異常変化等）

オ 火山地域での溝水の顕著な異常変化（温泉の新生、枯渇、量、味、臭気、濁度の異常変化等）

カ 火山地域での顕著な温度の上昇、地熱地帯での新生拡大移動及びそれに伴う草木の立枯れ、又小動物の異常現象等

キ 火山付近の海岸、湖沼、河川の水の顕著な異常変化（量、濁度、臭気、色の変化、軽石、死魚等の浮上及び発泡、温度の上昇）

第6章

災害予防計画

噴火による災害を最小限にとどめるために、災害予防に必要な施設の現況及び保全並びに訓練等の計画、また、噴火災害危険区域及び立ち入り禁止区域の設定について定めるものとする。

第1節 噴火災害危険区域

過去の噴火記録をみても、降灰、軽石の被害は噴火時の風向きにより各地域の被害規模を大きく左右している。また、爆発箇所及び噴火の規模・時期にもよるが、山麓一帯と市街地の一部は泥流等の被害を警戒しなければならない。

噴火災害危険区域は雌阿寒岳ハザードマップを参照とする。

別図 雌阿寒岳ハザードマップ

第2節 立入禁止区域

設置市町村長及び森林管理署等は登山者等の安全を図るために必要に応じ立入禁止区域を設定することができる。

- 1 設置市町村長及び森林管理署等は立入禁止区域を設定した場合、協議会に報告するとともに、関係機関に通知し、掲示板により標示するものとする。

第3節 防災施設及び防災資器材等の現況

雌阿寒岳観測施設及び消防施設、防災資器材等の現況は、次のとおりである。

1 地震計

| 設置者 | 地点名 | 位置 | | | 観測開始日 | 備考 |
|-----|----------|------------|------------|-----------|----------|--------|
| | | 緯度 (度分) | 経度 (度分) | 標高 (m) | | |
| 気象台 | 雌阿寒温泉登山口 | 43 23.73 | 143 59.20 | 745 | 1981年 1月 | |
| | オンネトー南東 | 43 22.78 | 143 58.65 | 685 | 2000年11月 | |
| | 西山 | 43 23.43 | 144 00.25 | 1,277 | 2016年12月 | 広帯域地震計 |
| | 南岳南西 | 43 22.15 | 144 00.95 | 1,078 | 2004年10月 | |
| | 飽別川上流 | 43 21.10 | 144 02.69 | 789 | 2010年 9月 | |
| | ポンマチ南 | 43 22.77 | 144 00.28 | 1,240 | 2013年10月 | |
| | 剣ヶ峰 | 43 23.49 | 144 01.67 | 1,297 | 2013年10月 | |
| 北海道 | 阿寒湖畔スキー場 | 43 25.10 | 144 05.05 | 555 | 2002年 3月 | |
| | 阿寒湖畔水源地 | 43 42.50 | 144 09.61 | 461 | 2013年10月 | |

2 空振計

| 設置者 | 地点名 | 位置 | | | 観測開始日 | 備考 |
|-----|--------|------------|------------|-----------|----------|----|
| | | 緯度 (度分) | 経度 (度分) | 標高 (m) | | |
| 気象台 | オンネトー南 | 43 22.82 | 143 58.35 | 643 | 2000年11月 | |
| | 飽別川上流 | 43 21.10 | 144 02.69 | 789 | 2010年 9月 | |

3 監視カメラ

| 設置者 | 地点名 | 位置 | | | 観測開始日 | 備考 |
|-----|----------|------------|------------|-----------|----------|--------|
| | | 緯度 (度分) | 経度 (度分) | 標高 (m) | | |
| 気象台 | 上徹別 | 43 15.70 | 144 06.71 | 141 | 1996年 4月 | |
| | 阿寒富士北 | 43 22.79 | 144 00.46 | 1,281 | 2016年12月 | 可視、熱映像 |
| 北海道 | 阿寒湖畔 | 43 26.4 | 143 04.8 | 436 | 2001年 3月 | |
| | オンネトー展望台 | 43 23.2 | 143 57.4 | 635 | 2003年 3月 | |

4 G N S S 観測装置

| 設置者 | 地点名 | 位置 | | | 観測開始日 | 備考 |
|-----|---------|------------|------------|-----------|----------|----|
| | | 緯度 (度分) | 経度 (度分) | 標高 (m) | | |
| 気象台 | 飽別川上流 | 43 21.10 | 144 02.69 | 789 | 2006年 5月 | |
| | 剣ヶ峰南西 | 43 23.41 | 144 01.48 | 1,267 | 2006年11月 | |
| | ボンマチ南2 | 43 22.79 | 144 00.29 | 1,247 | 2013年10月 | |
| | 雌阿寒温泉南2 | 43 23.68 | 143 59.00 | 716 | 2013年10月 | |

5 傾斜観測装置

| 設置者 | 地点名 | 位置 | | | 観測開始日 | 備考 |
|-----|--------|------------|------------|-----------|----------|----|
| | | 緯度 (度分) | 経度 (度分) | 標高 (m) | | |
| 気象台 | 飽別川上流 | 43 21.10 | 144 02.69 | 789 | 2011年 4月 | |
| | 阿寒富士北2 | 43 22.78 | 144 00.48 | 1,280 | 2016年12月 | |

6 地磁気観測装置

| 設置者 | 地点名 | 位置 | | | 観測開始日 | 備考 |
|-----|---------|------------|------------|-----------|----------|----|
| | | 緯度 (度分) | 経度 (度分) | 標高 (m) | | |
| 気象台 | ボンマチ南東 | 43 22.72 | 144 00.59 | 1,266 | 2003年10月 | |
| | ボンマチ南東2 | 43 22.80 | 144 00.58 | 1,300 | 2013年 9月 | |
| | ボンマチ南東3 | 43 22.66 | 144 00.67 | 1,229 | 2014年 9月 | |

7 消防施設

設置市町村の地域防災計画による。

8 防災資器材

設置市町村の地域防災計画による。

第4節 防災教育と広報

雌阿寒岳の火山噴火災害等における住民や登山者の安全を確保するために、防災知識の普及啓発を図ることとし、雌阿寒岳のハザードマップ等を活用して次のことを実施するものとする。

1 防災教育

- (1) 地域住民、観光客等に関する教育
 - ア 噴火災害等の一般的知識の周知
 - イ 避難場所、避難経路、避難方法の周知
 - ウ 過去の雌阿寒岳噴火による災害記録の周知
- (2) 学校、各種団体、企業等に対する防災教育
 - ア 地域防災計画の周知
 - イ 自主的防災組織の育成及び訓練指導

2 広報

突発的な噴火災害に備え、平常時より各種広報活動を実施するものとする。

- (1) 新聞、広報紙による広報活動
- (2) 広報車、防災行政無線による啓発
- (3) ポスター、チラシの配布及び看板、掲示板による啓発

第5節 防災訓練

噴火災害に伴う災害応急対策を円滑に実施するため、法第48条の規定に基づき設置市町村は、防災関係機関と緊密な連絡をとり実地及び図上により防災訓練を実施し、防災についての知識及び技能の向上を図るとともに、住民の防災意識の高揚を図るものとする。

＜雌阿寒岳火山防災協議会が実施する訓練＞

| 訓練項目 | 訓練名 | 訓練内容 |
|------|--------|---|
| 個別訓練 | 消防訓練 | ・ 消防機関の出動 ・ 隣接町村の応援 ・ 避難立ち退き ・ 救出、救助 ・ 消火、広報、情報連絡 |
| | 避難訓練 | ・ 避難の指示、伝達、誘導 ・ 避難住民の輸送 ・ 避難所の開設、防疫 ・ 給水、給食 |
| | 通信連絡訓練 | ・ 火山情報の伝達 ・ 各種情報の伝達 ・ 通信施設の点検 |
| 図上訓練 | 図上訓練 | 噴火を想定した総合的図上防災訓練 |
| 総合訓練 | 総合訓練 | 噴火を想定した総合的防災実施訓練 |

注 訓練の具体的な内容等については、その都度、実施要領を作成し、実施するものとする。

第7章

避難計画

雌阿寒岳火山噴火災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、生命又は身体等の保護のために必要と認める地域住民及び観光客等に対して、安全地域への避難のため立ち退きを指示、誘導し、若しくは避難場所を開設するための計画は、次に定めるところによる。

第1節. 基本方針

想定する雌阿寒岳の噴火は、参考資料に示す噴火シナリオ・噴火警戒レベルに基づくこととし、雌阿寒岳の火山噴火に伴う避難は、噴火災害が、突発的かつ大規模に発生することも予想されるため、次のことに留意し実施するものとする。

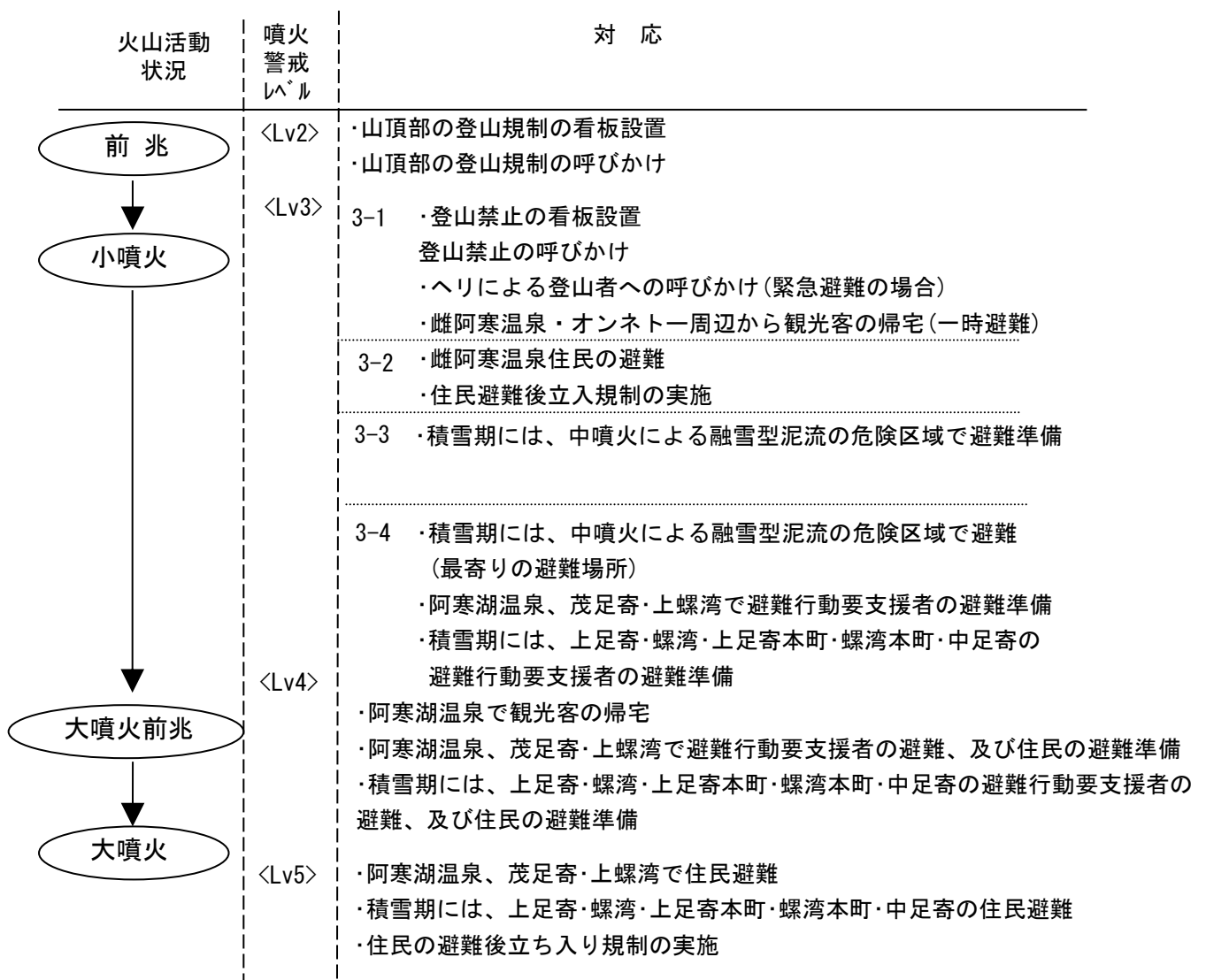
- (1) 迅速性
- (2) 安全、確実性
- (3) 広域性

1. 段階的避難

噴火による被災地域が最終的には広域に及ぶとしても、噴火により直接人命に危険を及ぼす範囲は、時間の経過とともに徐々に拡大していくことが予想される。

さらに、一挙に大規模避難することにより生じる混乱を出来るだけ防止し、避難の安全・確実性を確保することが重要である。

従って、避難にあたっては、最も危険と予想される地域から段階的に危険地域を脱出することを基本とする。噴火シナリオに伴う段階的避難の考え方は下記フロー図に示す。



2. 火山噴火に伴う堆積物による土石流や泥流に対する避難等について

火山噴火に伴う堆積物による土石流や泥流のおそれがある場合、国土交通省の緊急調査に基づく「土砂災害緊急情報」を踏まえ、有識者等の助言や、防災機関（気象台等）の支援を受けて、市町村は地域防災計画に基づき立入規制や避難指示等を判断する。

3. 近隣市町村への応援要請

避難民等の収容は、設置市町村の相互協力により実施することを基本原則とするが、予想を越える噴火により被災地が広域に及び、設置市町村で対応不能となった場合には隣接市町村長に応援を要請するものとする。

第2節 避難の指示等

1. 実施責任者

(1) 設置市町村長（法第60条）

設置市町村長は、雌阿寒岳が噴火し、又は噴火するおそれがある場合において、危険地域の住民及び観光客等の生命、身体及び財産に直接被害が生じ又は生じるおそれがある場合は、速やかに避難先、避難経路等を明示して立ち退きを指示するものとし、これらの措置をとった場合は、速やかにその旨を知事に報告するものとする。

(2) 警察官（法第61条）

設置市町村長が立ち退きを指示することができないと認めるとき、又は設置市町村長から要求があった場合は、警察官は、危険地域の住民及び観光客等に対して、避難のための立ち退きを指示するものとし、これらの措置をとった場合は、直ちにその旨を設置市町村長に報告するものとする。

2. 避難指示等に関する事項

避難の指示等に際して、次の事項を明らかにする。なお、(1)～(3)については、参考資料に示す。

- (1) 避難対象地域
- (2) 避難先（場所）
- (3) 避難経路
- (4) 避難指示等の理由
- (5) 注意事項

3. 避難指示等伝達事項

避難指示等の伝達は、次に掲げる方法で行う。

- (1) 信号（警鐘、サイレン、消防車やパトロールカーによる回転灯）
- (2) 電話（有線、無線）
- (3) 防災行政無線（戸別受信機、屋外拡声器）
- (4) 有線放送施設
- (5) 広報車
- (6) ヘリコプター（携帯電波の通じない山麓登山中の登山者等への周知）
- (7) 伝達員による個別伝達
- (8) 防災メール（登録制）

4. 避難指示等の言語

使用言語は日本語を主とするが、外国から観光者を想定し、外国語での周知についても考慮する。

第3節 避難の実施時期

雌阿寒岳噴火により、被害が予想される場合の立ち退き指示等の時期は、地形及び状況推移により情勢を判断し、以下の区分により各地域ごとに指示するものとする。

3.1 住民対象

(1) 事前避難

雌阿寒温泉：噴火警戒レベルが3に上がり、かつ警戒範囲が2kmを超える場合

阿寒湖温泉、茂足寄・上螺湾：噴火警戒レベルが5に上がった場合

(積雪期)上足寄・螺湾・上足寄本町・螺湾本町・中足寄：噴火警戒レベルが5に上がった場合

また、中噴火による融雪型泥流の可能性が考えられる場合には、その想定される危険区域で噴火警戒レベル3に上がった時点で避難を行う。

(2) 緊急避難

突発的な噴火により、災害発生の危険が目前に切迫している場合、又は噴火による災害が発生し始めた場合

(3) 収容避難

事前避難又は緊急避難した場所に危険が生じ、他の安全な場所へ避難しなければならない場合

3.2 観光客対象

(1) 事前避難

雌阿寒温泉・オンネトー周辺：噴火警戒レベルが3に上がった場合

阿寒湖温泉：噴火警戒レベルが4に上がった場合

また、中噴火による融雪型泥流の可能性が考えられる場合には、その想定される危険区域で噴火警戒レベル3に上がった時点で避難を行う。

(2) 緊急避難

突発的な噴火により、災害発生の危険が目前に切迫している場合、又は噴火による災害が発生し始めた場合

3.3 登山者対象

(1) 事前避難

火口周辺：噴火警戒レベルが2に上がり、火口周辺の危険性が上がった場合

登山口より山側：噴火警戒レベルが3に上がった場合

下山後の対応については、観光客と同じとする。

(2) 緊急避難

突発的な噴火により、災害発生の危険が目前に切迫している場合、又は噴火による災害が発生し始めた場合

第4節 避難誘導等

4.1 住民対象

1. 避難誘導者

避難誘導は、設置市町村災害対策本部員、消防署員、消防団員及び警察官その他指示権者の命を受けた者が協力し、実施するものとする。

2. 避難順位

避難をさせる場合は、高齢者、幼児、傷病者、障がい者及び女性を優先的に避難させる。また、設置市町村は平常時からの前記の者、特に高齢者、傷病者、障がいの人数等の把握に努めるものとする。

3. 避難方法

避難方法は次の区分とするが、設置市町村は噴火の規模、避難開始の時期、交通状況等を考慮し状況に応じた有効、適切な避難方法を指示するものとする。

- (1) 車両（自家用車等）により自力で、指定避難場所等へ避難する。
- (2) 自家用車等による避難が困難な避難者は、指定された緊急一時避難場所に集合し、市町村が確保した車両等で避難する。阿寒湖温泉地区の緊急一時避難場所と避難場所、手配可能な車両を参考資料に示す。

(3) 救出避難

残留地域住民、負傷した住民等を危険地帯から救出し指定避難場所等へ避難させる。

(4) 集団避難

指定避難場所等に集合した住民等を災害対策輸送車両により、集会的により安全な場所へ避難させる。

4. 避難の単位

迅速かつ確実に避難させるため、原則として次のとおりとするが、時間的余裕が十分ある場合には、家庭単位の避難を考慮するものとする。

- (1) 昼間は、児童等学校単位、勤労者等は職場単位、女性等は家庭単位で避難するものとする。
- (2) 夜間は、家庭単位で避難するものとする。

5. 避難に際して地域住民のとるべき措置

- (1) 戸締りに充分注意する。
- (2) 火の元に注意し、ガスの元栓を閉め、電気のブレーカーを切り、火災が発生しないようにする。
- (3) 携帯品は限られた必要なものだけとする。
- (4) 服装は、軽装とし、頭巾又はヘルメットを着用、マスク、防寒用具等を携行する。
- (5) 行動は、あらかじめ定められた誘導員の指示に従い、流言等による軽挙盲動に走らないようにする。

4.2 観光客対象

1. 避難誘導者

避難誘導は、NPO法人あしよろ観光協会・NPO法人阿寒観光協会まちづくり推進機構・宿泊施設その他指示権者の命を受けた者が協力し、実施するものとする。

2. 避難順位

避難をさせる場合は、高齢者、幼児、傷病者、障がい者及び女性を優先的に避難させる。

3. 避難方法

避難方法は次の区分とするが、避難誘導者は噴火の規模、避難開始の時期、交通状況等を考慮し状況に応じた有効、適切な避難方法を指示するものとする。

- (1) 自力の移動手段を確保している避難者は、自力避難（自家用車・レンタカー）を原則とする。
- (2) 旅行業者が手配するパッケージツアーで観光バス等で移動している避難者は、その交通手段での避難を原則とする。旅行業者はこれに可能な限り協力する。
- (3) 自力・観光バス等による避難が困難な避難者は、指定された緊急一時避難場所に集合し、市町村が確保した車両等で避難する。阿寒湖温泉地区の緊急一時避難場所と避難場所、手配可能な車両を参考資料に示す。

4. 避難の単位

迅速かつ確実に避難させるため、原則として次のとおりとする。

- ①個人での観光客：観光のグループ単位での避難とする。
- ②パッケージツアーを利用した観光客：パッケージツアー単位での避難とする。

4.3 登山者対象

1. 避難誘導者

避難誘導は、設置市町村災害対策本部員、消防署員、消防団員及び警察官その他指示権者の命を受けた者が協力し、実施するものとする。

2. 避難順位

避難をさせる場合は、高齢者、幼児、障がい者及び女性を優先的に避難させる。

3. 避難方法

下山するまでは徒歩による移動とする。

下山後の避難方法については、観光客と同じとする。

第5節 避難輸送計画

火山噴火災害時において、避難を迅速かつ的確に実施するための輸送方法等について、次のとおり定めるものとする。

1. 道路輸送

道路交通網が確保されている場合の輸送は、第一次的には設置市町村の市町村有車両をもって行うものとし、災害の規模に応じ、民間車両等の協力を得て行うものとする。

2. 空中輸送

地上輸送がすべて不可能な場合、あるいは山間へき地等へ緊急空中輸送の必要が生じたときは、北海道知事（関係総合振興局）にヘリコプター等の派遣要請を行うものとし、物資投下可能地点及び発着可能地点は、設置市町村の地域防災計画に定める場所とする。

3. 軌道輸送

避難者及び緊急救援物資の輸送の必要が生じたときは、JR 北海道の協力を得て行うものとする。

第6節 避難場所

6.1 住民対象

- 1 指定避難場所等は、別紙の避難場所及び避難所とし、設置市町村長が必要によりこれを開設するものとする。避難場所等の選定にあたっては、当該地区の人口、噴火災害の規模、

種類その他の情勢を判断し、これを決定するものとする。また、避難開始とともに、設置市町村の災害対策本部は、各避難所に責任者その他の要員を派遣し、住民組織等の協力を得て誘導及び収容業務にあたるものとする。

降雨型泥流、中噴火による融雪型泥流に対する避難については、避難場所等は原則として最寄りの安全な施設とする。噴石・大規模噴火の火砕流や融雪型泥流に対する集落単位での大規模な避難については、参考資料に示す通りとする。

(1) 指定避難場所等

災害に伴う避難収容場所であり、状況の変化により住民等が速やかに移動が可能な安全な場所とする。

(2) 避難場所等の収容人員及び施設の状況等

避難場所等の収容人員及び施設の状況等は、設置市町村の地域防災計画のとおりとする。ただし、避難場所等は原則として最寄りの安全な施設とするが、災害の規模等によって避難場所等が原則によりがたい場合は、設置市町村の災害対策本部の指示による。

6.2 観光客対象

雌阿寒湖温泉・オンネト一周辺の観光客は噴火警戒レベル3で避難を開始し、安全な地域まで待避することとする。一時的な避難所を開設する場合の位置は参考資料に示す通りとする。

阿寒湖温泉周辺の観光客は噴火警戒レベル4の時点で避難を開始し、帰宅することを原則とする。

6.3 登山者対象

登山者は、噴火警戒レベル2の時点で山頂付近から避難を開始し、最も近い登山口から下山することとする。ただし、阿寒富士での火山活動が見られず、下山中に活動している火口に近づく必要がある場合には、一時的に阿寒富士に避難することも選択肢として考える。

レベル3以降での対応は、観光客と同じとする。

第7節 避難道路

7.1 住民対象

降雨型泥流、中噴火による融雪型泥流に対する避難については、その時点で安全なルートを選択する。噴火警戒レベルに応じた大規模な避難における避難道路は、参考資料に示す通りとする。

7.2 観光客対象

雌阿寒湖温泉・オンネト一周辺の観光客は噴火警戒レベル3、阿寒湖温泉周辺の観光客は噴火警戒レベル4の時点で避難を開始し、その時点で安全なルートを選択する。

7.3 登山者対象

登山者は、噴火警戒レベル2の時点山頂付近から避難を開始する。その時点で安全なルートを選択する。ただし、阿寒富士での火山活動が見られず、下山中に活動している火口に近づく必要がある場合には、一時的に阿寒富士に避難することも選択肢として考える。

レベル3以降での対応は、観光客と同じとする。

第8節 避難促進施設

活動火山対策特別措置法第6条第5項に基づく避難促進施設の指定は、雌阿寒岳火山防災計画において避難が必要とされる噴火災害危険区域に基づくものとし、下記施設を避難促進施設として指定する。

避難促進施設として指定された施設においては、避難確保計画の作成、所在市町への報告と公表、訓練の実施とその報告を行う。

所在市町においては、避難促進施設に対し、避難確保計画の作成や訓練について助言・調整を行う。

<避難促進施設一覧>

足寄町

| 区分 | 名称 | 所在地 |
|------|--------|---------------|
| 宿泊施設 | 野中温泉別館 | 足寄町茂足寄 159 番地 |

釧路市

| 区分 | 名称 | 所在地 |
|--------|----------------|-------------------------------|
| 宿泊施設 | ニュー阿寒ホテル | 釧路市阿寒町阿寒湖温泉 2 丁目 8 番 8 号 |
| 宿泊施設 | あかん遊久の里 鶴雅 | 釧路市阿寒町阿寒湖温泉 4 丁目 6 番 10 号 |
| 宿泊施設 | あかん湖鶴雅ウィングス | 釧路市阿寒町阿寒湖温泉 4 丁目 6 番 10 号 |
| 宿泊施設 | ホテル御前水 | 釧路市阿寒町阿寒湖温泉 4 丁目 5 番 1 号 |
| 宿泊施設 | ホテル阿寒湖荘 | 釧路市阿寒町阿寒湖温泉 1 丁目 5 番 10 号 |
| 宿泊施設 | 阿寒の森鶴雅リゾート花ゆう香 | 釧路市阿寒町阿寒湖温泉 1 丁目 6 番 1 号 |
| 宿泊施設 | あかん鶴雅別荘 鄙の座 | 釧路市阿寒町阿寒湖温泉 2 丁目 8 番 1 号 |
| 宿泊施設 | カムイの湯ラビスタ阿寒川 | 釧路市阿寒町オクルン ^ベ 3 番 1 |
| 宿泊施設 | 阿寒湖バスセンター | 釧路市阿寒町阿寒湖温泉 3 丁目 4 番 5 号 |
| 宿泊施設 | 東邦館 | 釧路市阿寒町阿寒湖温泉 2 丁目 3 番 3 号 |
| 宿泊施設 | 丸八八谷旅館 | 釧路市阿寒町阿寒湖温泉 1 丁目 3 番 29 号 |
| 宿泊施設 | 鶴雅レイク阿寒ロジトウラノ | 釧路市阿寒町阿寒湖温泉 1 丁目 6 番 11 号 |
| 宿泊施設 | 温泉民宿山口 | 釧路市阿寒町阿寒湖温泉 5 丁目 3 番 2 号 |
| 宿泊施設 | 民宿ぎんれい | 釧路市阿寒町阿寒湖温泉 4 丁目 7 番 61 号 |
| 社会福祉施設 | 共生型多機能施設コロイ | 釧路市阿寒町阿寒湖温泉 2 丁目 5 番 2 号 |
| 学校 | 釧路市立阿寒湖義務教育学校 | 釧路市阿寒町阿寒湖温泉 6 丁目 4 番 1 号 |

第8章

災害応急対策計画

噴火による災害に際し、各設置市町村災害対策本部長（以下本章においては、「災害対策本部長」という。）が、その機能を有効適切に発揮して、地域住民、観光客等の生命、身体及び財産の保護並びに災害の拡大防止を実施するための災害応急計画は、次に定めるところによる。

第1節 警戒区域の設定、立入規制（登山禁止）措置

1 警戒区域の設定

(1) 設置市町村長

設置市町村長は、噴火災害が発生し、又は発生しようとしている場合において、地域住民、観光客、登山者等の生命又は身体に対する危険を防止するため、特に必要があると認めるときは、法第63条に基づき、協議会と調整の上で、警戒区域を設定し、立入規制（登山禁止）措置をとるものとする。

(2) 警察官

突発的な噴火等により、設置市町村長が立入規制（登山禁止）措置を講ずるいとまがない場合又は設置市町村長より要請があった場合は、警察官がこれを行うものとする。この場合、警察官は速やかに各災害対策本部長に報告するものとする。

2 警戒区域の範囲

各噴火警戒レベルにおける立入規制の範囲は参考資料に示す通りとする。

3 関係機関への通知

設置市町村長は前項により立入禁止、立入制限をとった場合は、直ちに関係機関に通知するものとし、掲示板によりその旨を標示するものとする。

第2節 出動命令、要請等

1 出動要請

設置市町村長は異常現象の通報を受けた場合又は噴火警報等の伝達を受けた場合において、特に必要があると認めたときは、警察及び消防に対し出動、協力の要請を行うものとする。また、自衛隊の災害派遣要請は、北海道知事（関係総合振興局長）に要請するものとする。

2 職員動員の伝達系統及び方法

動員は、各災害対策本部長の決定に基づき設置市町村地域防災計画による。

平常執務時においては、庁内放送及び電話で行い、夜間・休日においては電話及び伝達員により行うものとし、その細部における方法及び順序等は各災害対策本部長があらかじめ定めておくものとする。

第3節 救出・救助

各災害対策本部長は、噴火の状況等により救出・救助活動が可能であると認めた場合は、噴火災害のため負傷した者又は生命、身体が危険な状態にある者の救出・救助又は生死不明者の捜索救出、死体収容等の活動を行うため、次により救出・救助活動を実施するものとする。

1 救出班の編成

各災害対策本部長は、救出活動のための救出班を編成する。また必要に応じて、警察官、自衛隊等の協力を得るものとする。

2 協力要請及び協力体制

各災害対策本部長が救助活動を実施するときは、防災関係機関及び地域住民に対して協力を要請するものとし、応援のため出動した防災関係機関等の指揮者と緊密な連絡調整を行い、救助活動が統一的かつ円滑に実施されるよう努めるものとする。

また、出動した防災関係機関の指揮者についても、独断で行動することのないよう留意し、救助活動が統一的に実施されるよう各災害対策本部長に協力するものとする。

第4節 災害広報

噴火災害時における、人心の安全と社会秩序の維持を保つため、次に掲げる事項の広報に万全を期するものとする。また、噴火後は、人心に不安が生じ混乱を招きやすい状況下にあるので、地域住民の不安を誘発することのないよう十分注意しながら実施するものとする。

また、高齢者、障がい者等の避難行動要支援者への伝達に十分配慮するものとする。

1 広報の実施責任者

各災害対策本部長が、各機関等の協力を得て実施するものとする。

2 主な広報事項

- (1) 避難場所等（所在地、経路等避難の要領）
- (2) 火災状況（発生箇所等）
- (3) 交通、通信状況（道路、交通状況、通話制限等）
- (4) 医療救護所の開設状況
- (5) 電気、水道等の状況（被害状況、復旧状況、営業状況、注意事項等）
- (6) 給水、給食の実施（供給日時、場所、種類、量、対象者等）
- (7) 衣類、生活必需品等の供給（供給日時、場所、種類、量、対象者等）
- (8) 住民の心得等、人心の安定及び社会秩序維持のための必要事項

3 広報の方法

一般住民に対する広報は、次の方法により行うものとする。

- (ア) 新聞、テレビ、ラジオの利用
- (イ) 広報紙、チラシ類の印刷物利用
- (ウ) 防災行政無線の利用
- (エ) 各市町村の広報紙の利用

第5節 給水・給食計画

災害により給水施設及び水道施設が被災し、又は飲料水が枯渇し、或いは汚染して飲料水の供給が不可能になったとき、住民に必要最小限の飲料水の供給と住民の保護を図る応急給水についての計画は、次に定めるところによる。

1 給水計画

(1) 実施責任者

各災害対策本部長（市町村長）が行う。ただし、災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された場合は知事が行い、各本部長はこれを補助する。なお、災害救助法第13条第1項の規定により委任された場合は、各本部長が行うものとする。

- (2) 給水
 - (ア) 導配給水管の全部又は大部分が破損し、利用できない場合の給水は設置市町村の定める地域防災計画に掲げる取水場等から行うものとする。
 - (イ) 特定地区の水道施設が破損して使用できない場合の給水は、設置市町村の市町村内消火栓から取水して行うものとする。
 - (ウ) 給水資機材等については、設置市町村との連携を図り確保について相互協力を行い、必要に応じて釧路総合振興局を通じて自衛隊の応援を要請する。
- (3) 給水施設の復旧については、消火栓及び医療用施設等民生安定と緊急を要するものを優先的に行うものとする。

第6節 食料供給計画

設置市町村は、各避難所からの報告に基づき、必要な食料数を把握する。

1 食料の供給

- (1) 設置市町村は、必要数に基づき、弁当などの食料を仕出し業者に発注する。
- (2) 各避難所までの輸送は業者が行う。
- (3) 業者への発注が困難な場合は、自衛隊に炊き出しを要請する。

2 炊き出し

- (1) 避難所では、町内会組織等により副食などの炊き出しを行う。
- (2) 設置市町村は、必要な食材、食器、調理用具などを食料品業者などから確保する。

第7節 医療・助産

災害における医療の方途がなくなった地区における医療・助産の救護を行うため、救護所の設置医療機関の状況、医療班の編成等について、次のとおり定めるものとする。

1 実施責任者

各災害対策本部長が行う。ただし、災害救助法が適用された場合は知事が行い各本部長はこれを補助する。ただし災害救助法第13条第1項の規定により委任された場合は、各本部長が行うほか知事の委任を受けた日本赤十字社北海道支部が行うものとする。

2 医療・助産対象者及びその調査

災害発生時における医療及び助産等の救護を要する者の調査把握は、所管の如何を問わずできる限り正確に各災害対策本部長へ通知するものとする。

- (1) 医療を必要とする状態にある者
- (2) 災害発生の日前後1週間以内の分娩者予定者

3 医療救護所

応急医療及び助産を行うため、地域における安全かつ適応する公共施設等を医療救護所に指定し、必要な配備を行うものとする。この場合、直ちに当該地域の住民に周知するものとする。

4 医療班の編成

災害により医療班の派遣を要請する場合は、各災害対策本部の医療・助産担当対策本部を主体に、医師・看護師、事務職員等をもって編成し、応急救護にあたる。また、各災害対策本部長は、必要に応じ国立・道立の医療機関、日本赤十字病院及び私立病院・診療所並びに各医師会に対し、医療班派遣の要請を行う。

5 助産師

災害時に助産が必要な妊婦がでて救助をしなければならないときは、医療機関と十分連絡をとり、救護の万全を期する。

第8節 火災予防

設置市町村における消防施設及び人員を活用して、火災又は噴火等の災害から住民の生命、身体及び財産を保護し、かつ、被害の軽減を図ることを目的とし、次のとおり定めるものとする。

1 消防組織、機構

設置市町村の消防本部、消防支署及び消防団の組織は、設置市町村の地域防災計画によるものとする。

2 火災予防計画

噴火災害に基づく火災を未然に防止するため、地域住民に対し広報紙等により、随時警戒心の喚起を図るほか、次により防火思想の普及を推進するものとする。

| 種 類 | 実 施 事 項 |
|----------------------|---|
| (1) 諸行事による防火思想の普及 | ア 火災予防運動の推進 イ 街頭宣伝 ウ 防火チラシ及びポスターの配布 エ 映画会、講習会の開催 オ 民間団体の火災予防行事の推進 |
| (2) 防火管理者の育成と防火体制の強化 | ア 消防法(昭和23年法律第186号)第8条の規定による防火管理者制度の完全実施 イ 講習会、研修会等の開催 ウ 防火対象物の管理体制の強化 |
| (3) 予防査察 | ア 特殊防火対象物 イ 危険物貯蔵所 ウ 一般家庭、住宅 |

3 消防計画

関係機関の通報により必要な場合は、災害警報を発令し、サイレン、警鐘の吹打鳴及び広報車等を通じて周知するとともに、招集計画に基づき消防団員を招集し、警防態勢を速やかに確立する。

(1) 招集計画

設置市町村の消防長は、火災又は噴火等の災害により速やかな警防態勢を必要とする場合又は、警防演習その他必要と認めた場合の消防職団員の招集方法等については別に定める。

(2) 消防出動計画

異常時の出火及び火災の発生場所に応じて、関係市町村の地域防災計画に基づき出動するものとする。

(3) 相互応援計画

拡大災害及び、境界地域などの災害に対処するために消防組織法(昭和22年法律第226号)第39条の定めにより締結した北海道広域消防相互応援協定により、他の消防機関の応援を得て被害の軽減を図るものとする。

第9節 危険物施設

消防長は、危険物施設（火薬類、石油類、高圧ガス等）による災害の発生及び被害の拡大を防止するため、予防査察等の強化により、必要な措置を指示するとともに、次の事項を遵守するよう指導するものとする。

1 指示及び指導事項

- (1) 災害予防教育及び訓練の実施
- (2) 設備、資器材等の整備
- (3) 災害に対する自衛消防体制の整備
- (4) その他防災上の必要事項

第10節 交通規制及び確保

噴火災害時における交通規制及び避難道路等の確保については、次のとおり行うものとする。

1 交通規制

各災害対策本部長は、噴火災害により交通施設に被害が発生、若しくは発生のおそれがある場合、又は避難並びに被災者の救出、救助活動等に支障がある場合は、警察署長又は道路管理者対して、管轄区域内の道路の交通規制を求めるものとする。また、警察官は、噴火災害時において、緊急措置を行う必要があると認めたときは、道路交通法（昭和35年法律第105号）第6条第4項の規定に基づき、交通規制を行うものとし、その措置を行った場合は、速やかに関係機関に連絡するものとする。

2 交通規制箇所

避難、噴火災害等の状況に応じた交通規制箇所は、参考資料に示す通りとする。

3 緊急車両等の特例

交通規制中であっても法第76条及び同施行令第33条の規定による緊急輸送車両の確認を北海道知事又は北海道公安委員会から受けた車両については、規制区域内の通行を認めるものとする。

4 障害物の除去

(1) 実施責任者

道路及び河川に障害を及ぼしている物の除去については、道路法（昭和27年法律第180号）及び河川法（昭和39年法律第167号）に定めるそれぞれの管理者が行うものとし、各災害対策本部長が障害の除去にあたる場合は、その担当対策部が行う。

(2) 除去の対象

噴火災害時における障害の除去は、住民の生活に著しい支障及び危険を与え、また与えると予想される場合並びにその他公共的立場から必要と認めたときに行うもので、おおむね次のとおりである。

ア 住民の生命・財産等を保護するため、速やかにその障害物の除去を必要とする場合

イ 障害物の除去が、交通の安全と輸送の確保に必要な場合

ウ 河川における障害物の除去は、それによって河川の流れを良くし、溢水の防止と護岸等の決壊を防止するため必要と認める場合

エ その他公共的立場から除去を必要とする場合

(3) 除去の方法

除去の方法は、原則として機械力を用いるものとし、状況に応じて建築事業者及び自衛隊の協力を得て速やかに実施するものとし、実施にあたっては応急的な除去に重点をおくものとする。

第11節 応急措置

火山活動による被害は広範囲に及ぶものと予想されるため、平時より広域的な関係市町村による防災体制の確立に務めるものとする。

1 他市町村長及び関係機関に対する応援要請

各災害対策本部長は、大規模な噴火災害が発生した場合で、他市町村及び総合振興局による応援応急対策が必要になった際は協議会と連絡調整を図りながら、他市町村及び関係機関等に対し、応援要請をするものとする。

第12節 自衛隊災害派遣要請計画

噴火災害時における自衛隊の派遣要請（自衛隊法（昭和29年法律第165号）第83条）は、次により行うものとする。

1 災害派遣要請基準

自衛隊の派遣要請は、人命及び財産の保護のため他の方法がない場合に行うものとし、おおむね次の基準によるものとする。

- (1) 人命救助のための応援を必要とするとき。
- (2) 救援物資の輸送のため応援を必要とするとき。
- (3) 主要道路の応急復旧に必要とするとき。
- (4) 応急措置のための医療、防疫、給水及び通信支援を必要とするとき。

2 災害派遣要請の要領等

各災害対策本部長は、派遣要請をする場合、協議会と連絡調整を図り、次の事項を明らかにした文書をもって、北海道知事（関係総合振興局長）に要請するものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭又は電話等により要請し、事後速やかに文書を提出するものとする。

- (1) 災害の状況及び派遣を要請する事由
- (2) 派遣を必要とする期間
- (3) 派遣を希望する人員、車両、船舶、航空機等の概数
- (4) 派遣を希望する区域及び活動内容
- (5) 派遣部隊との連絡方法、その他参考となる事項

3 災害派遣部隊の受け入れ体制

各災害対策本部長は、北海道知事より災害派遣の通知を受けたときは、宿泊所、車両器材等の保管場所の準備、派遣部隊及び総合振興局との連絡者の氏名、また作業計画等について協議のうえ、必要な措置をするものとする。また、派遣部隊を受け入れるための多数の車両や施設を展開できる場所を確保しておくこととする。

4 派遣部隊の撤収要請

各災害対策本部長は、災害派遣要請の目的を達したとき、又はその必要がなくなったときは、速やかに文書をもって北海道知事（関係総合振興局長）に対し、その旨を報告し、日時を要するときは、口頭又は電話等で報告し、その後文書を提出するものとする。

5 派遣要請先

陸上自衛隊第5旅団司令部 第3部防衛班

帯広市南町南7線31番地 電話 0155-48-5121 (内線 2237)

第13節 ボランティア受入れ計画

災害時において、ボランティアを申し出た者の受入れ及びその活動の円滑な実施に関することについては本計画の定めるところによる。

1 ボランティア団体等の協力

各災害対策本部長及び防災関係機関は、奉仕団又は各種ボランティア団体等から協力申入れ等により、災害応急対策の実施について労務の協力を得る。

2 ボランティアの受入れ

各災害対策本部長及び防災関係機関は相互に協力し、ボランティアに対する被災地のニーズの把握に務めるとともに、ボランティアの受入れ、調整等その受入体制を確保するように努める。

各災害対策本部のボランティア受付担当は、住民福祉対策部民生班が行うものとし、受付の際には、団体名・所属・住所・氏名・連絡先・専門分野・滞在期間・装備品等を把握・記録しておくものとする。

ボランティアの受入にあたっては、各種技能等が効果的に活かされるよう配慮するとともに、必要に応じてボランティア活動の拠点を提供するなど、ボランティア活動の円滑な実施が図られるよう支援に務める。

3 ボランティア活動等の把握

各災害対策本部は、ボランティアがどこで、どのような活動をしているのか、又どこでボランティアを必要としているのかの情報を常に把握しておくものとし、ボランティア活動が円滑に行われるようボランティアとの情報の共有化を図り、ボランティア活動における必要な調整等を行うものとする。

4 ボランティアの主な活動内容

ボランティア活動は、次に掲げる事項を行うものとする。

- (1) 救援物資などの物資搬入・配布作業
- (2) 被災地などの清掃作業
- (3) 炊出し
- (4) その他、被災地の支援活動

第14節 避難行動要支援者対策

災害発生時における高齢者、障がい者などの避難行動要支援者の安全確認、保護又は避難誘導等の避難対策については、本計画の定めるところによる。

1 避難行動要支援者の把握

設置市町村は、民生委員との連携により、町内会等の協力を得て、平常時から高齢者、障がい者等の避難行動要支援者の居住状況の把握に努め、災害時における安全確認や避難誘導が実施できるよう、防災体制の整備に努める。

2 情報伝達

設置市町村が行う災害時における避難行動要支援者に対する災害情報等の伝達は、民生委員との連携により、隣人・町内会等の協力を得て援助者を定めるなど確実な伝達に努める。

3 避難対策

避難行動要支援者に対する避難誘導は、民生委員との連携を図り、隣人・町内会等の協力を得て援助者を定めておくなど確実に避難できるよう計画するものとする。なお、地域の避難行動要支援者の実態に応じて、防災知識等の普及・啓発に努めるとともに、防災訓練等の強化を図る。

避難場所においても、設置市町村は町内会等との連携を図り、避難行動要支援者の健康状態の把握に努めるものとする。

第15節 広域応援計画

大規模災害が発生した場合において、災害応急対策を円滑に実施するための広域応援対策は、本計画の定めるところによる。

1 設置市町村

- (1) 大規模災害が発生し、被災設置市町村単独では十分に被災者の救援等の災害応急対策を実施できない場合は、「災害時における北海道及び市町村相互の応援に関する協定」等に基づき、道や他の市町村に応援を要請する。
- (2) 他の市町村等の応援が円滑に行われるよう、日頃から災害対策上必要な資料の交換を行うほか、他の市町村等の応援の受入体制を確立しておく。

2 消防機関

- (1) 大規模災害が発生し、被災地域の消防機関単独では十分に被災者の救援等の災害応急対策を実施できない場合は、道等に応援を要請するほか、「北海道広域消防相互応援協定」に基づき他の消防機関に応援を要請する。
また、必要に応じ、道に対して広域航空消防応援（ヘリコプター）、他都道府県の緊急消防応援隊による応援等を要請するよう求める。
- (2) 他の消防機関等の応援が円滑に行われるよう、日頃から災害対策上必要な資料の交換を行うほか、他の消防機関等の応援の受入体制を確立しておく。

第16節 その他必要な応急計画

噴火災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、各災害対策本部長は、家畜等の所有者に、家畜等の事前避難、緊急避難又は収容避難の指示等を行うものとする。また、避難指示等を発令をしたときは、農業団体と連絡をとり、これを実施するものとする。

1 収容等

被災農家等は、それぞれ転飼農家等を決め、家畜等の管理預託をするものとする。また、転飼不能の場合は、他の収容場所等に収容するものとする。

2 収容家畜等の管理

家畜等を収容した農家をもって、管理班等を組織し、給餌その他の管理にあたるものとする。また、被災農家の家畜飼料等の確保ができないときは、関係総合振興局を通じ北海道知事へ応急飼料のあっせんを要請するものとする。

3 危険動物

危険動物の措置については、設置市町村の猟友会各支部の協力を得て行うものとする。

第9章

災害復旧計画

災害復旧にあたっては、災害の再発生を防止するため、公共施設等の復旧は単なる原型復旧に止まらず、必要な改良復旧を行う等将来の災害に備える計画とし、被害の程度も十分検討して計画をたて、早期復旧を目標にその実現を図るものとする。

1 実施責任者

指定地方行政機関の長、地方公共団体の長、その他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関、その他法令の規定により災害復旧の実施について責任を有する者が実施する。

2 災害復旧事業計画

公共事業の災害復旧事業計画は、おおむね次の計画とする。

(1) 公共土木施設災害復旧事業計画

- ア 河川
- イ 砂防施設
- ウ 林地荒廃防止施設
- エ 地すべり防止施設
- オ 急傾斜地崩壊防止施設
- カ 道路
- キ 下水道
- ク 公園

(2) 農林水産業施設災害復旧事業計画

(3) 上水道災害復旧事業計画

(4) 住宅災害復旧事業計画

(5) 社会福祉施設災害復旧事業計画

(6) 公共医療施設、病院等災害復旧事業計画

(7) 学校教育施設災害復旧事業計画

(8) 社会教育施設災害復旧事業計画

(9) その他の災害復旧事業計画

3 災害復旧予算措置

災害復旧事業、その他関係事業に要する費用は、別に法律に定めるところにより予算の範囲内において、国及び道が全部又は一部を負担し、又は補助して行われる。

4 激甚法による災害復旧事業

著しく激甚である災害が発生した場合には、災害の状況を速やかに調査し、実情を把握して早期に「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」（昭和37年9月6日法律第150号）（以下「激甚法」という。）の指定を受け、公共施設の災害復旧事業が迅速かつ円滑に実施できるように措置する。

激甚の基準については、「激甚災害指定基準」（昭和37年12月7日・中央防災会議決定）と「局地激甚災害指定基準」（昭和43年11月22日・中央防災会議決定）の2つがあり、この基準により指定を受ける。

＜激甚法による財政援助＞

| 助成区分 | 財 政 援 助 を 受 け る 事 業 等 |
|--------------------------|---|
| 公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助 | ○ 公共土木施設災害復旧事業 |
| | ○ 公共土木施設災害改良復旧事業 |
| | ○ 公立学校施設災害復旧事業 |
| | ○ 公営住宅等災害復旧事業 |
| | ○ 生活保護施設災害復旧事業 |
| | ○ 児童福祉施設災害復旧事業 |
| | ○ 老人福祉施設災害復旧事業 |
| | ○ 身体障害者社会参加支援施設災害復旧事業 |
| | ○ 障害者支援施設・地域活動支援センター等施設災害復旧事業 |
| | ○ 婦人保護施設災害復旧事業 |
| | ○ 感染症指定医療機関災害復旧事業 |
| | ○ 感染症予防事業 |
| | ○ 堆積土砂排除事業 |
| | ○ 湛水排除事業 |
| 農林水産業に関する特別の助成 | ○ 農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置 |
| | ○ 農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例 |
| | ○ 開拓者等の施設の災害復旧事業に対する補助 |
| | ○ 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置の特例 |
| | ○ 森林組合等の行なう堆積土砂の排除事業に対する補助 |
| | ○ 土地改良区等の行なう湛水排除事業に対する補助 |
| | ○ 共同利用小型漁船の建造費の補助 |
| | ○ 森林災害復旧事業に対する補助 |
| 中小企業に関する特別の助成 | ○ 中小企業信用保険法による災害関係保証の特例 |
| | ○ 小規模企業者等設備導入資金助成法による貸付金の償還期間等の特例 |
| | ○ 事業協同組合等の施設の災害復旧事業に対する補助 |
| その他の財政援助及び助成 | ○ 公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助 |
| | ○ 私立学校施設災害復旧事業に対する補助 |
| | ○ 市町村が施行する感染症予防事業に関する負担の特例 |
| | ○ 母子及び父子並びに寡婦福祉法による国の貸付けの特例 |
| | ○ 水防資材費の補助の特例 |
| | ○ 罹災者公営住宅建設等事業に対する補助の特例 |
| | ○ 小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等 ○ 雇用保険法による求職者給付の支給に関する特例 |

5 応急金融対策

災害の応急復旧を図り、罹災者の速やかな立直りを期するための応急金融については、次のとおりとする。

(1) 生活対策

ア 生活福祉資金貸付制度による生活福祉資金

イ 母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年第129号）による母子・父子・寡婦福祉資金

ウ 災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号）による災害援護資金

(2) 住宅対策

独立行政法人住宅金融支援機構法（平成17年法律第82号）による災害復興建築物の建設若しくは購入又は被災建物の補修に必要な資金

(3) 農林漁業維持資金対策

ア 株式会社日本政策金融公庫による農林漁業セーフティネット資金、農林漁業施設資金、造林資金、林道資金

イ 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法（昭和30年法律第136号）による融資

ウ 中小漁業融資保証法（昭和27年法律第346号）による中小漁業者等に対する融資

(4) 中小企業経営維持資金対策

中小企業総合振興資金による経営安定化資金